

島津氏「支流系図」に関する考察

— 名字・実名字規制及び家格と記録所を中心に —

林 匡

はじめに

藩記録所の編集した「新編島津氏世祿支流系図」(以下「支流系図」^[1])については、五味克夫氏により、正徳二年(一七一三)に島津氏族支流に対して家譜の継統が命じられたこと^[2]、「島津」もしくは島津諸族の家号や「御家之字」(具体的には島津氏初祖忠久に因む「忠・久」字)の使用が禁止され、「島津氏支族のしかるべき家の名を名乗ることのできる範囲」が定められ、各支族では家毎に名字の使用に制約を設けたことなどが指摘されている。^[3]「支流系図」収載記事最下限からは、正徳年間における島津氏本宗家(ここでは島津家久以降の藩主家督を示す)を中心とした島津氏全体の家格整備の一定の結果をうけて「支流系図」が編集されたことがうかがえる。「旧記雑録」や「歴代制度」^[5]収載の史料と共に、「支流系図」の記事から、名字・家号や実名(諱)字の規制過程を具体的に知るることができる。本稿では、特に「支流系図」の成立と深い関係をもつと考えられる、名字及び実名字規制を中心として、併せて「支流系図」にみえる、家格に関わる問題について検討を加えることとする。^[6]

— 名字・実名字規制

(1) 「島津」名字及び支流庶家の名字(家号)規制

正徳元年十一月以前で「島津」称号(名字)を許可される例は、例えば島津氏族の北郷氏・佐多氏^[7]、本来島津氏族ではない異姓の敷根氏などを挙げることができる。そして正徳元年十一月、「島津」称号について島津氏族全体に規制が行われ、「島津」を許された家の二男家以下の名字が定められた。具体的には、十一月十三日付家老島津久明外四名連署で、島津小源太(貴儔、垂水島津家)二男以下の「末川」名字と家紋規制が通達され、二十日付で「島津」称号と共に二男家名字通達が、島津大蔵(久明)家二男家以下「三崎」、将監(久當、佐志)家同「谷川」、帯刀(仲休、豊州二男)家同「黒岡」、内膳(久兵、豊州・黒木)家同「倉山」とするよう命じられた。^[10]また十一月付の通達^[11]では、内記(久貫、永吉)家二男以下「九良賀野」、左衛門(久竹、日置)家同「赤山」、助之丞(久白、加治木二男)家同「三木原」、頼母(久記)家同「平屋」、求馬(久房)家同「柳」、監物(久雄、新城)家同「細瀧」、伊織(久近、薩州二男)家同「岩越」、左内(久知、宮之城庶流)家同「大熊」、清太夫(久近、日置二男)家同「板鼻」、十郎左衛門(久置、永吉庶流)家同「掛橋」、内蔵

(久致、宮之城庶流) 家同「川久保」とされ、またこれとは分けて「是者此節拜領ニ而ハ無之」として島津筑後(久龍、都城)家「北郷」・新八(久昌、宮之城二男)家「基太村」・主水(久輔、敷根)家「土岐」が通達、また別に島津六郎次郎(久基、薩州家庶流)家二男以下「栗川」も申し渡された。また二十二日付で、頼母二男家辨之助(久福)に「権田」、助之丞二男家金太夫(久兵)に「郷原」がその名字とされた。そして十一月二十六日付で再び家老五名連署で島津周防(久儔、藩主吉貴弟、後に花岡家祖)宛で、二男家以下の「村森」名字と十文字紋使用禁止が達せられている。このように、正徳元年十一月の一連の通達を通して、まず「島津」名字規制・二男家以下の名字(家号)指示、さらには二男家の家紋(十文字紋)使用規制が行われている。

一方、「島津」を名乗らない伊集院氏その他多くの別号家については、正徳三年になって規制が行われる。六月十六日付の申渡では、川上・佐多・新納・樺山・北郷・町田・伊集院・山田家号の者で家中士や「組ニ不被入置者」はその家直別の家号を避け、別家号とすること、これにより庶家より名字改の申出があれば嫡家において吟味し、その名字を申し出るように通達されている。既に六月朔日付で佐土原藩主島津惟久に對しては「代々之御子別号」十七家が町田・伊集院氏と共に示されているが、さらに七月二十五日付の家老座申渡書では、足軽・諸座附又は諸士家来、寺門前・町・浦・在郷の内、島津氏族由緒を伝え直別家号を称したり「御家之字」を名乗る者について、家号については川上・佐多・新納・樺山・北郷・桂・喜入・町田・伊集院・龜山・山田・碓山・大島・義岡・迫水・阿蘇谷・相馬・石坂の十八の家号(名字)が挙げられ、その家号が禁じられている。またこれらの家中で同名筋の者が家臣

となつてゐる場合、家臣となつた嫡家嫡子まで、その主人家に附された由緒や功績が明らかな場合は、従来唱えてきた家号を許可されている。

以上正徳元年及び三年の名字規制をみたが、さらに具体的に「支流系図」の名字關係記事を示し、直別家や伊集院・町田氏の二男家以下の名字を確認しよう。なお「支流系図」には正徳年間以前の關係記事も記すので、併せて挙げることにする。

〈伊集院氏〉

はやくは正徳四年春(三月八日)に、家嫡久矩から嫡家「伊集院」号可否及び二男以下庶家に対する「末野」号が通達された。同時期に寺門前の家を伊集院号から除く。夏には「中川」や「丸田」の各家号が指示され、かつて「伊集院」号を嫡家が許可した伊鹿倉家に対しても「伊賀倉」への改号が命じられた。なおこれとは別に、正徳三年十一月の島津吉貴の佐土原藩士への名字・実名字通達記事を載せる(後述)。

〈新納氏〉

概ね正徳四年秋(八月)に、特に軍忠があつたり、他家に附屬させられた際の由緒があり「新納」家号を許可する場合を除いて、家嫡久邦から「邦永」名字への改号指示がなされた。家号が家嫡実名に困むこともうかがえる。

〈樺山氏〉

「樺山」家号の許可及び二男以下「音堅」名字への改号指示は、正徳四年春(二月)に家嫡久堅より出されている。

〈川上氏〉

「川上」家号の許可及び二男以下「安山」名字への改号指示は、概ね

正徳四年正月に嫡子久東より出されている。

〈北郷氏〉

北郷氏の場合、家嫡久龍（都城島津氏）から諸家へ実名字規制（後述）と同時に正徳三年末（十二月）に「龍岡」への改号指示が出されたようである。平佐北郷家をはじめ有力庶家は「北郷」を名乗る。

〈石坂氏〉

貞久の六男氏忠に始まり、樺山氏家臣・北郷氏家臣となる。正徳三年春、吉貴から都城島津氏久龍へ下命があり、久龍の家臣石坂氏は実名に「氏」字を賜い、且つ嫡家は元の如く「石坂」、二男以下は家号「豊秀」改めとされ、久龍から「件書」が与えられる。

〈山田氏〉

山田氏は、元禄期の嫡庶相論（山田氏支流系図百引之土山田休左衛門（久次禮）、後述）を経て、正徳三年十二月、嫡家の久福より「吾庶流之中、従祖先為他家臣、如無忠義之功勲者、子孫使寝山田称号、更以新賜武通之家號」と、特に他家家臣で由緒など無き庶流は「武通」号と通達されている。

〈町田氏〉

「町田」家号許可及び二男以下「梅本」名字への改号指示は、概ね正徳三年冬に家嫡久備より出されているが、島津貴久の命で忠将・征久（垂水・佐土原島津家祖）に附属させられた庶家、及び家嫡久備家の家臣町田氏嫡家には「町田」称号を許可している。

〈佐多氏〉

佐多氏嫡家は「島津」を号すが、その他は「佐多」家号とされる。その通達時期は不明ながら、実名字規制と同時になされ、「佐多」を許さ

れない場合「達山」名字改めが指示された。また正徳四年春の寺家門前の家を削除する記事は伊集院氏などと同様である。

〈石見氏〉

伊作家庶流だが、「素伊作家者 太守公兼帯之称號也」故に正徳三年三月二十八日に「避伊作称號及久忠之字、賜石見家號・實名長之字」と、名字・実名字が同時に与えられたとする。

〈垂水島津家〉

正徳元年十一月十三日の藩家老連署での通達により、垂水家二男以下名乗は「末川」称号とされ紋所は「避十文字、用二階菱」とされた。また、垂水家二男家に当たる新城島津家（久雄）については、同月二十二日付で以後二男以下「細瀧」家号とされた。

〈宮之城島津家〉

正徳元年十一月二十一日にまず嫡家久方（久晃・綱貴四男）に「島津」称号許可がなされ二男以下庶族は「山林」を家号とされる。翌日に支流庶家（内蔵・新八・左内家）へそれぞれ「島津」称号・「久」字実名許可、そして二男以下の家号「川久保」「基太村」「大熊」が通達された。

〈島津大蔵家〉

正徳元年十一月二十日、島津帯刀仲休伝命で嫡家久明以下代々「島津」称号を冒し、二男以下は「三崎」に改める。

〈島津忠清（佐志）家〉

正徳元年十一月二十日、肝付兼柄伝命。嫡家は久富で、「至二男以下之子孫」は「谷川」を称す。

〈島津市正家（加治木島津家二男家）〉

はじめ豊州二男家、延宝六年（一六七八）島津本宗家の庶家とされ

「兵庫忠朗（加治木島津家）之次第」として本宗家の準三男家の家格となる。正徳元年十一月、嫡家久白二男以下は「三木原」家号とされた。

一方、初め赤松氏養子（次郎右衛門則恒）、のち本姓に復した久兵（嫡家忠伴の叔父）は、島津吉貴より（正徳元年十一月に）「賜家號及實名」して「郷原金太夫兵雄」となっていた（注12）が、正徳三年十月十六日、家嫡久白の願出により「別立家以為小宗」、久白二男家として許可される。家格は小番格であるところだが、父奚云（忠守）が「終身克勤」、久兵も「亦奉昵近 御側」ので「齒列家乎寄合格」とされ、嫡子代々「久」字も賜い、二男以下は先に賜った「兵」字を実名とする。二男家で特に恩免功績ある場合の一例である。

〈島津頼母家〉

正徳元年十一月二十日、肝付兼柄伝命で嫡家久記の「至二男以下之子孫」は「平屋」を称す。一方久福（久記二男）は既に正徳元年十一月二十一日（二十二日か、注12参照）義岡久守が命を伝えて「権田」を称号とされていた。

〈島津求馬家〉

正徳元年冬、嫡家久房は「島津」氏、二男以下は「柳」称号とされていた。「證帖」を賜っている。

光久子弟以後の新立家として、既に延宝六年（一六七八）に島津市正家（光久異母弟忠廣を始祖とする）が本宗家準三男家とされていた。「支流系図」によれば元禄十四年十一月十四日付で島津光久庶子の大藏・頼母・求馬家の家格が定められ、それぞれ本宗家準二男・四男・五男家とされたことが記されており、いずれも正徳元年十一月「島津」称号と二男以下の家号が通達されたこと、同月二十二日には特に「権田」・「郷

原」名字が市正家・頼母家有力庶家に与えられたことは先に見たとおりである。

〈日置島津家〉（永吉島津家）（島津周防家）（後の花岡島津家）

日置・永吉・周防家いずれも「島津」称号と共に、正徳元年十一月（永吉家久貫は二十二日、日置家久竹も十一月二十二日と推測、周防久備は二十六日付）に二男以下の家号の通達がなされ、日置家嫡家二男以下は「赤山」、久竹弟の久近二男家以下は「板鼻」、永吉家二男以下は「九良加野」、周防久備二男家以下は「村森」称号とされ且つ「不可用十文字之紋」と命じられている。なお日置家庶家に正徳三年「赤山」改号記事があり、これは七月以降のものであろうか。また永吉家庶流に「本城」があるが、同家成立の経緯の一方では、近世初期の永吉家嫡家断絶があること、延宝年間、本宗家の重書として正文を召し上げられ写与えられる文書を嫡家が多く所蔵したことなど、永吉家の継続と文書の関係は興味深い。

〈相馬氏〉

正徳三年春、吉貴から都城島津氏久龍へ下命があり、久龍の家臣相馬氏は実名に「氏」字を賜い、且つ嫡家は元の如く「相馬」、二男以下は家号「成山」改めとされ、久龍から「件書」が与えられる。

〈薩州家島津氏〉

正徳元年十一月二十二日、久基家は二男以下「栗川」称号となり「證帖」を賜るとある。久基家は二男以下「岩越」称号とされる。

〈大田氏〉

薩州家支流。忠興譜に、永禄元年十二月二十七日、「承（賢久カ） 太守之令、一門数多定称號、故始號大田、是亦薩摩州阿多郡中津野村之内領知上大

田門、其地省一字所以為稱號也」とみえ、また同世代の忠秀譜にも「初號大田」とあり、永祿元年段階での島津氏族の名字指定の一例として興味深い。

〈寺山氏〉

薩州家庶流。国久の六男光久にはじまる。光久に子無く猶子、大野忠悟二男直久譜には永祿元年十二月二十七日に「奉（光久カ）太守之命、島津氏之朋族」は「各以所領之地定稱號、故直久亦初號寺山」とみえ、その故は「五ヶ別符村之内有稱寺山之狩倉」という。

大田・寺山氏の記事からは、永祿元年十二月二十七日に太守島津貴久の命によつて島津氏一門の称号が数多定められたこと、それが各所領の地名に因むことが記される。なお正徳元年十二月には薩州家庶家の称号「栗川」「岩越」がそれぞれ通達されている。

〈豊州家（黒木）島津氏〉

正徳元年十一月（二十日）に、豊州家嫡家の二男家には「倉山」、支族で「島津」名字を許された島津帯刀久元一流の二男以下には「黒岡」が通達されている。

〈大島氏〉

島津久豊四男有久子孫。5代忠泰が大口の大島を領したので家号とするが、これも時期としては永祿段階のものとして推測される。

〈迫水氏・吉満氏〉

初代忠経は忠国五男で新納忠臣家臣。4代目忠友が「吉満」を号す。時期はやはり永祿期かと思われる。

〈志和地氏〉

忠国弟忠豊（久豊）の子孫で北郷氏家臣となった忠常一流。その子忠

光代に初祖忠豊、2代忠堯が志和地を領したことから称号としたという。これも時期は永祿期と推測される。

〈桂氏〉

初祖は忠国四男勝久。永祿元年十二月二十七日、「一門中各以所領之地、定稱號為小名字」、故に永祿二年正月三日、「初號桂者也」という。大島・迫水（吉満）・志和地の場合には多分に推測によるが、桂氏同様いずれも永祿元年の小名字に基づく家号確定がなされたと考えられる。

「支流系図」記事からは、まず正徳元年十一月の「島津」名字規制が改めて確認できた。垂水島津家や日置島津家など「島津」姓の支族を対象として、嫡家や特定の家を除き別号が指示された。また島津氏族でも、別号家に対しては、正徳三年七月二十五日付でその許可範囲と二男家以下の家号指示の通達がなされ、同年冬から翌年にかけて、支流嫡家から順次庶家に伝えられたことがうかがえる。こうして島津氏族の諸家号は整理された。次項でみる、正徳三年に始まる実名字規制と相俟つて、薩摩藩の家格―島津本宗家を中心とした島津氏族の序列化が一段落することになる。⁽¹⁸⁾

勿論これ以後も各支流庶家の家格変更はあるが、その場合における各支族嫡家、そしてその上位に位置する藩主の承認が必要不可欠であったことは、「支流系図」に明らかである。一例を挙げよう。「北郷氏庶流系図」中、讃岐守忠能三男久常流の久中譜によれば、父の久常（又次郎忠昭）は忠能三男だったが、長兄翁久が寛永五年（一六二八）に早世、次兄忠亮が北郷氏嫡家家督を相続したため、久常嫡子久中は自家が北郷氏嫡家に対して準二男家であると嫡家久龍へ訴え、この結果正徳六年二月

に藩主吉貴の免許があつたと記す。

また先述のように、永祿元年十二月、島津貴久代の名字決定¹⁹、及び光久代以降の新立家の家格決定²⁰なども興味深い点で、各時代での状況整理が必要であろう。

(2) 実名(諱)字規制

実名字の規制は、「支流系図」中宮之城島津家の記事には、正徳元年十一月の「島津」名字規制の際に嫡家に「久」字が許可された旨の記事がみられるが、支族全体に対して通達されたのは、正徳三年三月二十五日付の家毎における規制である。²¹これは「御家(島津家)之字」とされた「久」「忠」字を名乗ってきた家の中から願出もあつたことを承けて、「不願出面々」へも名乗の字拜領が命じられたというが、先ず島津貴儔(垂水家)・久竹(日置家)・久儔(周防・後の花岡家)の三家に対して、二男まで永代「久」字免許、三男以下はそれぞれ「将」「歳」「英」字を用い、庶流も格式により嫡子のみ「久」字許可、二男以下または「久」字の認められていない庶流は全て定められた実名字を用いるように通達され、拜領字の書付が銘々に渡された。「久」字が嫡子及び二男まで許可されたのは本宗家二男家となる垂水家・日置家・島津久儔家(綱貴二男で藩主吉貴の次弟)であり、本宗家三男家以下の支族庶家との格差は明かである。²²

次に各支族嫡家において嫡子まで、または格式により許された庶流嫡子まで「久」字免許、二男以下別字を指示された。具体的には川上久東「親」・島津久明(大蔵一流・本宗家準二男)「明」・久方(宮之城家)「尚」・久兵(豊州家)「季」・久貫(永吉家)「輝」・久達(佐多家)「直」・久富(佐

志家)「清」・久白(加治木二男家・本宗家準三男)「廣」・新納久邦「時」・樺山久堅「資」・島津久龍(都城家)「資」・桂久音「勝」・島津久記(頼母一流・本宗家準四男)「記」・久房(求馬一流・本宗家準五男)「房」・喜入久致「譽」・町田久儔「俊」・伊集院久矩「俊」・島津久近(薩州二男家)「用」・大野久矩「用」・吉利久副「用」・義岡久守「豊」・島津久基(薩州家庶流)「用」の二十二家である。²³これとは別に、島津仲休(豊州家二男家)をはじめとする各支族二男家・庶家であるが寄合并以上を理由に「久」字を許可された二十家について、嫡子まで「久」字を許し、「寄合并以下之格」になった場合は不許可とし、また二男以下の字は嫡家から伝えることとされた。支流嫡家を中心に規制されたことが示される。

上記の他、嫡子までの「久」字許可が、「寄合并格」而も無之候ながら「御直別之家筋」故に認められている。²⁷この他、勿論本来島津氏族ではない中世以来の有力国人の流れを汲む諸家にも「久」字は一定程度許可されている(島津)称号を許可された敷根氏や異姓の種子島氏・頼姓氏など。²⁸一方「御家之字」の「忠」字は認められなかった。これも正徳三年三月二十五日付で通達されており、島津家初祖に関わるとされた「頼」「朝」「忠」字及び当將軍家の名乗、家久から綱貴へ至る歴代藩主の名乗に関わる字も一切使用禁止とされている。²⁹

島津氏族庶流嫡家でありながら「久」字が認められない家に対しても同日付で通達されている。³⁰当時垂水家・加治木家・都城家中士の島津氏族庶流嫡家については、実名字について「主人より可被申渡候」とされた。³¹なお特に都城家中士相馬・石坂氏については「御家御直別之家筋」候故「家号」と「久」字が許され、これも主人(都城家)からの申渡とされている。³²

実名字規制は名字規制と共に、本藩と支藩佐土原家との関係を考える上でも興味深い。月日は不明だが、三月二十五日付の一連の実名字規制同様に佐土原家へ実名字規制がなされたことは、閏五月二十三日付で佐土原藩主島津惟久から本藩家老宛に「御家御庶流之面々苗字名乗之儀付今度御改旨」に關して当家中にも庶流の名字・実名字を用いる者がいることを述べた上での問合や、將軍家や本藩歴代藩主の実名・「頼」「朝」「忠」字を実名字とすることを停止することなどの問合せがなされ、これに対して吉貴の通達及び名字・実名字の格式についての具体的な指示が正徳三年六月朔日付で認められ、翌日には佐土原家用人郡司庄之助に対して、六月二日付家老連署状と共に渡されていることからも明らかで、以後同年十一月にかけて頻繁に佐土原家と藩家老の間で書状が交わされており、「支流系図」中には十一月九日付で佐土原家中に通達されたごとくである(後述)。従って、名字及び実名字規制は、正徳三年までに佐土原藩を含めて広く行われたことになる。

以上実名字規制についてみれば、支族に対して「御家之字」の「久」字は許可されるが「忠」字は許されなかったこと(「忠」字は本宗家のみ)、家毎の通字指定が三月二十五日付に一齐になされたこと、外城士、家中士と歴然と区別されながら、由緒により島津氏族支流という点で共通して実名字規制が行われたことなどが確認される。名字同様、「支流系図」中の実名字規制に関する記事から、個別にその実施状況をみよう。

〈伊集院氏〉

「支流系図」からは、正徳三年三月二十五日、藩家老から家嫡伊集院久矩を経て庶家中の二男家その他有力な家へ、嫡子「久」字許可と二男

以下「俊」(伊集院を号した俊忠に因む)字改名指示がなされている。形式としては嫡家久矩を経て通達とされるが、これは同日付の実名字證書に因む記述と考えられる。当時久矩自身江戸滞在中で、正徳三年五月朔日に江戸芝藩邸家老座にて「久」字を許可され、主な支流庶家は同年夏(五月か)、遅くとも殆どの庶家が同年秋までに「俊」字が通達されている。正徳三年十一月九日の佐土原藩士に対する通達も記される。この他藩主吉貴からの拜領字故に二男以下の通字「俊」への改名を肯んじなかつた例、家の没落後に名の由緒で正徳四年六月「俊」字を認められたり、出自不明ながら嫡家久矩の判断で庶族として認定された例などを含めれば、実名字改めの時期は正徳五年七月まで降るが、概ね正徳三年で実名字規制がすすめられたことは確認できる。

〈新納氏〉

正徳三年三月二十五日、藩家老から家嫡新納久邦へ、一方三月二十六日にも藩家老から有力庶家へ嫡子「久」字許可と二男以下「時」(初祖時久に因む)字改名指示がなされた。「久」字不許可の庶家には同年四月十八日に改名指示がなされたと考えられる。正徳三年十一月九日の通達によつて佐土原藩士でも別格の家は「久」字が許可され、不許可の場合には新納氏庶家の通字「時」でなく、各家の由緒の字(武上譜の場合は祖父武久に因む)を通字としている。

〈樺山氏〉

正徳三年三月二十六日付で藩家老から家嫡樺山久堅を経て有力庶家へ、嫡子「久」字許可と二男以下「資」(初祖資久に因む)字改名指示。嫡家久堅に対しては、四月に通達されている。主な支流庶家へは夏(五月か)に「資」字が伝達されており、同年中に全て通知された。正徳三年十一

月九日の実名字に関する通達では、佐土原藩の家老職を勤める家には「久」字が許可され、不許可の場合、各家の由緒の字を通字とした〔成〕〔清〕など。

〈川上氏〉

正徳三年三月二十五日、藩家老から家嫡川上久東へ、同日または三月（春）中に有力庶家へ「久」字許可と二男以下「親」（初祖は頼久だが、「頼」「久」はいずれも実名字として避けられ、二代親久に因んだものか）字改名指示。「久」字不許可の庶家には、同年四月三日に改名指示がなされたと考えられる。五月六日に嫡家久東の弟で寄合とされた久明家の嫡子は「久」字を免許されている。嫡家から支流嫡家を通じて各庶家への通達も確認される。正徳四年正月段階で家号（川上称号）の可否と共に改名指示がなされているが、家号規制と同時か否かは不明。

〈北郷氏〉

正徳三年三月に家嫡島津忠置の久龍への改名記事、及び同年春（三月か）の有力庶家の「久」字許可記事がみえるが、実際に久龍が登城して藩家老から命を受けたのは五月六日であった。この際に、三月二十五日付の二男以下の通字を「資」（北郷氏初祖資忠に因む）字に改める実名目録（名字状）と證書（これは「支流系図」中に「證帖」・「證書」・「折紙」と記される）を拜受しており、同日付で各支族の「久」字不許可の庶家について通達されたことが確認でき、ほぼ同時期に庶家に改名指示がなされたと考えられる。また家老座次間にて、三月二十五日付で都城島津家家中士相馬（総州家庶流）・石坂（島津氏五代貞久六男氏忠子孫）・知覧氏（越前島津氏庶流）への実名及び嫡子家号、各庶流の家号が通達されている。

〈石坂氏〉〈知覧氏〉

正徳三年春吉貴から久龍へ下命。家臣石坂氏は以後実名に「氏」字を賜う。且つ嫡家は元の如く石坂氏、二男以下は家号「豊秀」改め。久龍から「件書」が与えられる。知覧氏は「行」字改名。

〈宇宿氏〉

正徳三年夏に「久・忠」字を避け「行」字改め。

〈山田氏〉

正徳三年春（三月か）藩の通達、六月に庶家へ「真」（山田氏二代忠真に因むか）字通達。

〈阿蘇谷氏〉

正徳三年四月肝属兼柄伝命。「時」（島津二代日の久時に因むか）字に改める。

〈町田氏〉〈阿多氏〉

町田氏及び庶流阿多氏の場合、正徳三年春（三月二十五日か）に藩家老から家嫡町田久儔へ「久」字許可と二男以下「俊」（「支流系図」には町田初祖忠光の後数代俊字がみえる）字改名指示があり、有力庶家の久孝も家老座で命を受けている。庶家には、同年四月（九日か）に改名指示がなされた。阿多氏嫡家久浮（俊綿）へは、町田久儔から同年夏（四月か）に「俊」字改名通達、俊綿から阿多氏庶家へ通知されている。また十一月九日佐土原藩士への改名指示の通達も確認される。

〈和泉氏〉

和泉島津家の嫡流は断絶している。垂水家中士小兵衛尉流忠泰譜によれば、忠泰の父、三島筑後夫妻は義久に仕え、義久二女新城が島津彰久（垂水島津家）に嫁した際に随い清水へ行き、男子誕生の引き出物に妻の

伯父（肝付越前守家中の「和泉惣兵衛尉久正」）が、「和泉之系図并長刀二振」を譲ったという。これを「相州公（彰久嫡子、垂水島津家久信）御懐（新城）」へ言上、義久が下大隅垂水に光駕の際に物語り、その際上覧となり、また後に（義久の居る）国分へ使者の際に上覧、筑後夫婦が長く新城を後見したとして、「和泉」名字を許されたという。正徳三年「證書」を拜受し「氏」（初祖忠氏に因む）字改名を庶家に通達している。

〈佐多氏〉

知覧領主佐多氏（正徳元年島津姓）の場合、正徳三年三月二十五日に藩家老から家嫡久達へ「久」字許可と二男以下「直」（初祖忠光の実名字は避けられ、二代忠直に因むものか）字改名指示がなされ、以後諸庶家に改名及び家号指示がなされた。

〈恒吉氏〉 〈石見氏〉 〈若松氏〉 〈西氏〉

伊作庶流恒吉氏は初め「伊作」を号す。正徳期は加治木島津家中士で、正徳三年五月六日の「長」（伊作家初祖久長に因む）字改名指示を記す。石見氏は正徳三年三月二十八日「奉 命避伊作称號及久忠之字、賜石見家號・實名長之字」として石見号となる。若松氏も正徳三年三月二十八日、肝付兼柄の伝命により「長」字改め、庶家には四月通達という。いずれも伊作家庶流だが、実名字改めについては正徳三年三月から五月の間であり、これは證書の期日と実際の拜命の違いによる記述の相違か。

〈龜山氏〉 〈藤野氏〉

島津勝久（忠兼・奥州家・島津氏14代）の孫正圓（藤野、忠恒・忠秀・秀久）と弟忠辰（龜山）の系である。正徳三年五月、嫡子代々「久」字免許、二男以下庶族「良」字。従って「久」字は嫡流とされた龜山家に許可され、庶流とされた藤野家は「良」字に改名する（「良」字は島津勝久長

子忠良に因む）。

〈垂水島津家〉 〈新城島津家〉

垂水家は一門家・本宗家二男家であり、正徳三年三月二十五日付で二男まで「久」字許可。垂水家二男家の新城家へは五月朔日に、嫡子まで「久」字許可。いずれも庶家は「将」字（垂水家初祖の島津忠將に因む）とされた。

〈佐土原家〉

「惟久應三州 太守吉貴公命辱賜書、謹奉其趣率左記之」とあり、正徳三年十一月九日の島津吉貴の命について具体的に記す。

自始祖忠久公領三州、延綿及五百有餘年、其間九族得封蓋幾巨室矣、故嫡庶紛然、系緒多端也、是以頃日令各家改正嫡庶之別、且曰 御家系正嫡親近者至伯仲、台許久之字、至季、可因其累祖字冠其字、或仲以下無 台許者亦有焉、又厥庶流疎遠者、曾称来 御諱字、宜避之云々、

規制の背景、嫡庶の別を改め、島津本宗との親近、兄弟の序列、久字や累祖の字使用、二男以下許可なき場合や庶流・疎遠者の実名字（「久・忠」字）使用禁止など記される。「然於吾家也号島津之称号最久之字辱恩許于嫡仲、至季家号宜仰再許、且字因吾祖考字可冠其字者也」。

〈宮之城島津家〉

名字と関係して正徳元年十一月段階で「島津」家号・「久」字及び二男以下の家号が二十一日から二十二日に「折紙」「目録」に記され拜受したという。垂水家や日置家などに同様の記載はないが、正徳元年の二男家号指定に対して嫡家への島津姓許可と同時に嫡家には「久」字が許可された可能性は考えられる。

正徳三年三月二十五日付で嫡家島津久方への「久」字許可及び不許可の庶家の「尚」(初祖尚久に因む)字改名指示なされ、同年庶家へ通達されている。

〈島津大蔵家〉

光久十男久明に始まる。貞享二年(一六八五)新恩地千石・宅地を拜領。正徳三年三月二十五日、嫡子代々「久」字免許。二男以下「明」字とされた。

〈島津忠清(佐志)家〉

義弘娘の御下遺領を基に家久弟久清を祖としてこれに継ぐ(島津光久子十一男久寛)。正徳三年三月二十五日、嫡子に「久」字許可。二男以下「清」字。

〈島津市正家(加治木家二男家)〉

正徳三年三月二十五日、「久」字許可、庶家は「廣」字。正徳三年十月十六日、家嫡久白叔父久兵が別立し、寄合格とされ、嫡子代々「久」字、二男以下は先に賜った「兵」字を実名とする。

〈島津頼母家〉

光久十三男久記に始まる。貞享五年二月、光久から千石の采地・家財拜領。正徳三年三月二十五日、嫡子に「久」字許可。二男以下は「記」字。

〈島津求馬家〉

母は久記同母。光久十七男久房に始まる。貞享四年七月光久隠居と同時に下屋敷に移る。元禄八年に綱貴の下命、家屋を造り郭内岩崎に移る。同年采地三百五十石拜領。屋敷は同年中兄主馬久重(入来院家養子)宅を与えられ三百五十石は収公、新たに千石拜領。正徳三年春(三月二十

五日か)、嫡子に「久」字許可。二男以下は「房」字に改め。

島津大蔵家以下の新立家は、いずれも正徳三年三月段階で実名規制がなされたこと、初祖の実名が以後の二男家の通字とされたことが確認できる。

〈日置島津家〉

正徳三年三月、日置嫡家の「三男以下新所樹之庶流家」は「俊」字改め。

〈永吉島津家〉

正徳三年三月十五日、二男以下庶家は、「豊」字改め。有力庶家には五月六日に嫡家島津久貫伝命、二男以下「豊」字改めが通達された。

〈島津周防久儔家(後の花岡島津家)〉

綱貴二男(吉貴弟)。元禄十三年七月三日付で五千石拜領。正徳三年三月二十五日、肝付兼柄伝命で「忠」字を避け、二男まで代代「久」字許可。三男以下は「英」字(久儔初名久英に因む)に改め。

日置家・永吉家・久儔家とも正徳三年三月に通達されている。但し、日置家・久儔家が垂水家と同じく二男まで「久」字を許可されているのに対して、永吉家は宮之城家³⁶などと同じく嫡子までとされた。島津本宗家二男家であるか三男家であるかという家格の差が現れている。

〈始良氏〉

総州庶流碓山氏(島津師久庶子久安が号す)。「始良氏系図」によれば久安の子忠安が始良を号し、五代の祐久が再び碓山と号すが、八代の忠親がまた始良を号したという。正徳三年嫡子「久」字許可、二男以下「安」(初祖久安に因む)字。

〈相馬氏〉

正徳三年春、藩命が都城島津家久龍を経て実名「氏」(「氏」字は相馬氏初代忠朝の実名字を避けて二代忠氏に因むか)字及び名字が家臣相馬氏へ伝達。始良・相馬いづれも総州家島津氏庶流だが、都城家家中士相馬氏は「久」字不許可。

〈薩州家島津氏〉薩州庶子〈大田氏・大野氏・吉利氏・寺山氏・西川氏〉

薩州家は島津義虎と義久長女御平の間に生まれた忠辰代に断絶、二男忠隣は日置家歳久養子、三男忠清女子が家久簾中(光久生母)。その弟忠影が新納氏養子となったため忠清(元和六年死去)跡も断絶。忠影孫久珍の二男久基を忠清跡に継ぐ。⁽³⁷⁾正徳三年三月に嫡子「久」字、二男以下庶流は「用」(家祖用久に因む)を実名字とされた。同日付で別号の支族へも通達され、さらにその嫡家から庶家へ通達されている。寺山氏は夏の通達であるが、同列の大田氏・若松氏の三月より遅れた理由は不明(或いは證書記載の日時と実際の下命日時との違いによるものか)。

〈豊州家(黒木)島津氏〉島津帯刀久元一流〉豊州庶子〈平山氏〉

正徳三年三月二十五日、藩家老から嫡家島津久兵へ通達。二男家帯刀家も同時期二男以下は「季」(豊州家初祖季久に因む)字となる。

〈大島氏〉

島津久豊四男有久が祖。正徳三年三月二十五日、嫡男に代々「久」字免許。二男以下は「有」字改め。

〈迫水・吉満氏〉

島津忠国五男忠経が祖。正徳三年三月、嫡々は「久」字免許、二男以下は「経」字。

〈義岡氏〉

島津久豊五男豊久が祖。正徳三年三月、嫡子代々「久」字免許、二男

以下「豊」字。

〈桂氏〉

島津忠国四男勝久が祖。正徳三年三月、父祖は実名に「忠」字を用いてきたが、以後「久」字を許可、二男以下は「勝」字改め。

〈喜入氏〉

島津忠国七男忠弘が祖。正徳三年三月二十五日、嫡子代々「久」字免許。二男以下「誉」字(三代目で指宿から喜入に入ったとされる忠誉に因む)。「法令」二、一八三〇の4号によれば「フカ」のルビあり改め。

正徳三年三月の実名字規制は、各支族の嫡家(家嫡・宗家・大宗家などと記される)から、支族支流嫡家(例えば加治木二男家の庶家久兵家は、嫡家(久白)に対して「小宗」として別立しており、さらに二男家以下に対して嫡家となる)を通じて、以下の庶流庶家に通達された(例えば町田氏嫡家↓町田支族阿多氏嫡家↓阿多氏庶家)。また北郷氏(都城島津家)の例で見たとように、家中士に対しては私領主を通じて名字と共に通達されていた。但し実際の通達は三月二十五日だけではなく、ある程度の期間になされたこともうかがえる。

(3) 名字・実名字規制と記録所

以上のように規制を行うこと、また規制の実効をはかるための前提として、藩内「島津」名字及び実名字の状況の把握が必要となる。例えば正徳三年に「此節家相改候付面々申出覚」及び「本家不知面々覚」として「久」字を代々名乗ってきた家の調査報告例が挙げられるが、この⁽³⁸⁾ような調査と情報の集積について中心的な役割を果たしたのが記録所で

あった。島津氏族庶流の名字や実名字には、当然その氏族や家の由緒が関わり、それを示すものが文書や系図（もしくはその家相伝の重物）であったと考えられる。³⁹藩内への実名字規制については記録所から通達されており、例えば和泉島津家関係の系図や文書を所持していた真幸吉田外城の野久尾六右衛門（久根）の場合、先に記録所から地頭を通して文書改の通達がなされたこと、「御家之字（久・忠字）」名乗りについての改めがなされた際に六右衛門がこれに応じ届けなかったとして譴責されている。このため六右衛門は真幸の嘸あつかいを通して事情を釈明し、問題の系図・文書の提出を行い、自らの名乗りは遠慮して南林寺内源舜庵へ「自分寺人」⁴⁰している。

「御家之字」名乗りの改めがなされ、その報告を記録所が取り扱ったことは、島津家文書「小箱六番」箱中「他家人数改覚帳」（五冊、袋には「御領國中他家之者御家之字用來候人数改覚帳五冊」と記される。以下「覚帳」）で確認しうる。即ちその一は、正徳三年と推定される六月二十五日付の記録奉行（田中国明・市來家年（政香）・肥後盛香・川上久儔（親央））連署の「薩州外城并私領他家之者御家之字用來候人数改覚」で、伊作以下外城毎に関係者を挙げ、伊作外城の場合「右拾四人他家ニ而久忠之字用來候」と記す。薩州全体で「御家之字」を従来用いてきた者が「合人数百八拾人、内久之字用候者拾九人、内忠之字用候者百六拾壹人」であり、次に指宿外城など十八の「久忠之字用候者無御座候」外城を列挙し、「右者他家之家久忠之字用來候人数相改如此御座候、以上」と結ぶ。その二は日向の各外城分であり、先の野久尾六右衛門の所屬した吉田外城は「久忠之字用候者無御座候」八つの外城の一つに挙げられている。その三は隅州の諸外城、その四は「諸座支配他家之者御家之字用來候人数

改覚」で、寺社奉行所支配・兵具所附・納戸附・物奉行所附・町奉行所支配などの関係者が列挙されている。その五は一番組から六番組及び家老組の調査報告である。また「久」・「忠」の二字のみならず、他姓の家では島津氏族諸家の字も憚りがあり、それぞれ外城の場合は嘸、各組からは番頭を通して、正徳三年十月以降翌年にかけて名乗りを改めた旨記録所に連絡されていることが、「覚帳」の下札・付箋からうかがえる。「覚帳」に続く同年月日付の記録奉行連署上申書では、諸般の理由で当面支族か他家かの判定が難しい者を列挙し、以後詮議すべき旨を述べている。

島津家文書「小箱六番」箱中、正徳三年から翌年にかけての「薩摩藩家臣改名一件」以下から、各地頭や外城嘸・私領役人・組頭などから記録所への、実名改名に関する多くの報告を具体的にうかがい知る。いずれも「久」・「忠」の名乗を避け別の通字が列挙されており、「覚帳」にも同様に改名後の通字が記されていることから、「覚帳」は正徳三年六月二十五日付の記録所通達、及び改名対象者とその改名後の通字をまとめたものといえよう。「島津家文書目録」Ⅱ解題⁴¹によれば、「小箱六番」箱は元禄から正徳にかけての文書が収められ「御文書」と白木箱文書の間中に位置する文書群⁴²であり、これら家格に関わる一連の文書類は、近世前期の記録所史料中でも特に重要なものとして当該箱に収められ保管されたと考えられる。

記録所の活動に関して、さらに具体例を挙げよう。正徳三年六月二十五日付で、記録奉行（田中・肥後・川上）連署の北郷作左衛門（久嘉。平佐北郷家）宛覚⁴³には、同家家臣末弘八之丞について次の様に述べられている。

右、北郷家庶流^二而代々久之字名乗来候由此節申出候^二付、證據等有之候哉被相糺、於有之者可被為差出旨先頃申渡候處、其證據證文無之由、然者末弘氏之儀者、以前より御定被召置候御支流系譜北郷氏系図之内^二、元祖尾張守資忠之六男十郎忠直傳記^二、為末弘氏之猶子^二与有之候、然者末弘氏ハ元来他家^二而、北郷家より別レ出候庶流之家^二而ハ無之候、元より他家^二而候得者、證據無之筈候、此内八之丞北郷家之庶流与存候儀ハ傳誤にて候間、自今以後者右之通相心得候様^二、八之丞へ得与可被為申聞候、左候而、其首尾書付を以當座へ可被為申出候、以上、

内容は①北郷家庶流として「久」字を名乗ってきたことを末弘八之丞が申出たので②庶流・「久」字に関わる証拠の提出を記録所側が求めたところ具体的な証拠・文書はなく、③「以前より御定被召置候御支流系譜北郷氏系図」の北郷資忠の六男忠直譜から末弘氏は北郷氏庶流でなく他家であることが判明し、④八之丞へその誤りを通知するように平佐北郷氏へ通達し、⑤併せてその首尾についての報告を記録所まで提出するように命じている。

これに対し同月二十九日付で嫡家の都城島津家（北郷氏嫡家久龍）役人宛に平佐北郷家側から報告がなされた。⁽⁴³⁾ 都城家から平佐家へは、同月晦日付で内容の確認をした上で、「早速此方記録へも記可為置候」と述べている。⁽⁴⁴⁾ 六月二十五日以前、記録所から「庶流改」がなされたことがわかる。なお「以前より御定被召置候御支流系譜北郷氏系図」とは具体的には不明ながら、正保年間の島津氏族確定と共に行われた系図提出・各氏族毎に作成された「御支流系図」を指すかと思われる（既にそ

れ以前、おそらくは寛永十八年には北郷氏の系図が藩当局に提出され、さらにその系図についても慶安三年（二六五〇）三月から四月にかけて当時の記録奉行平田純正と都城の北郷家側で内容の確認作業がなされている⁽⁴⁵⁾。なお「支流系図」の忠直譜に「官庫北郷家譜有忠直、末弘氏猶子、然者非御氏族令號末弘、甚誤也」と記されるのは、正徳三年六月の記録所の判断により記載されたものとなる。

以上みてきたように、正徳元年十一月には「島津」称号の規制、二男家以下の名字指示がなされ、正徳三年三月二十五日、島津氏族の実名字規制開始、六月十六日付及び七月二十五日付で島津氏族家号（名字）の規制（使用禁止など）、これと前後して（或いはそれ以前からの庶流改めの実施と各支族や地頭・私領主からの報告を承けて）六月二十五日以降、藩内外城・私領での実名字調査開始、そして同じく六月以降十一月九日段階での佐土原藩内における名字・実名字規制が行われ、概ね翌年にかけて規制が徹底され、記録所にも報告された、ということになる。

島津氏族支流は各嫡家から庶家へ、または各支配関係を通して（各外城・私領内の場合は地頭・私領主から、その他各組は組頭からなど）藩内を網羅して命じられた実名字・名字の改めが、島津氏本宗家を中心とした島津氏族庶流の位置づけを明確にして、諸家格の整理・確立に深く関わるものであったことがうかがえよう。そしてこの結果の上に、各支流諸家の実名が記載され、最終的に「支流系図」が編纂されたと考えられるのである。

なおこのような支族支流の名字・実名字確定は、正徳期、即ち藩主吉貴代のものであるが、これは吉貴一人ではなく、近世前期の本宗家を中心とした秩序形成の志向と成果として達成されたものであることは、例

えば天保五年（一八三四）の記録奉行相良甚大夫・篠原善助（国慶）連署の吟味書に「大玄院様御在世中、御支族を初諸士一統家筋之御吟味被遊御発起候處、未御治定無之内被遊 御逝去候付 浄国院様御家督以後、正徳之初年より至末年、追々家筋連名家格進上物等被相定」とみえるように、父綱貴代の意向を承けてのことであった。綱貴自身、祖父光久藩主時代から河野通古らへ命じての諸家由緒調査や元禄期の諸家文書収集を推進したと考えられ、島津氏族諸家の家筋の把握・整理に対しては、近世前期の歴代藩主が意を注いでいたことがうかがえるのである。そして記録所関係者はこれに対して情報を集積し、その意向をうけて活動したのである。

（４）源姓・藤原姓の決定について

正徳四年正月、島津家は元来「源」姓であり、島津家初祖忠久と近衛家との由緒から「藤原姓」となったが島津光久（２代藩主）の時に「藤原」姓から「源」姓に改めたことを挙げ、混乱を避けるために、光久代以前は庶流も「藤原」姓、以後は「源」姓との方針が打ち出され（十八日）、同月二十四日付で通達された。

この際「藤原」姓支族には、島津兵庫（加治木家、当時家督未定）・島津小源太（貴備、垂水家）・島津左衛門（久竹、日置家）・島津筑後（久龍、都城家）・島津備前（久遠、佐多家）・島津内記（久貫、永吉家）・島津将監（久當、佐志家）・島津図書（久方、宮之城家）・島津内膳（久兵、豊州家・黒木家）以下、伊集院蔵人（久矩）・川上久馬（久東）・島津助之丞（久白）・新納四郎左衛門（久邦）・榊山権左衛門（久堅）・桂太七郎（久音）・喜入右衛門（久致）・町田郷九郎（久備）・義岡右京（久守）・島津伊織（久近、敷

根家）・大野七郎太夫（久矩）・吉利李右衛門（久副）などが挙げられる。また「源」姓支族（光久以来建てられた家）として、島津周防（久備）・島津大蔵（久明）・島津頼母（久記）・島津求馬（久房）が挙げられる。この点について「支流系図」島津大蔵久明一流系図中の久明譜などにも源姓の通達記事がみえる。「支流系図」でこの関係記事を載せるのが島津大蔵家・頼母家・求馬家・周防家であることは、いずれも光久以後に新立の（源姓の）家故に特別に記載されたものであろう。なお支族庶流への通達事例を都城島津氏についてみれば、正月十八日付の通達を二月六日付で平佐北郷家をはじめとする庶流へ通知している。

（５）その他一家紋及び官名・通称規制について

①家紋規制

「支流系図」中には、島津氏族の家紋に関する記事が若干見られる。伊集院氏の場合、久矩（久重・忠覚）譜によれば、元禄十四年に「久重家従古昔所傳之紋十文字」であるが「其模様小異」であるため、「定紋」を子孫に伝えようとして藩主綱貴に訴え決定したという。藤十文字紋は「御家之御陣幕・御船幕之御紋」であった。同系図中久富譜には、家嫡忠覚（久矩）が藤十文字の紋を賜った故、久富家でも家嫡の許可を得て嫡子まで使用、二男以下は不許可と記す。支族庶流の定紋について藩主の許可を得、さらにその使用について庶流は嫡家の許可を得たことがうかがえる。

また都城家の久龍（忠置）譜には、元禄九年十一月六日、藩家老佐多久達から中抑有川貞紀を通じ、忠置父の忠智は光久から正紋を拜領使用しており、忠置も同様であるべきとの藩主綱貴の意向を示したことに対

する忠置の反論を記す。即ち北郷氏は鳥津の一流で十文字紋であり近世の忠直・久定・忠長と、忠智前代まで皆用いてきたこと、父忠智は光久の命で正紋を用いたが、所伝の武具は皆十文字紋であり、また新造・修補の武具も十文字紋であり、それは「是則臨不虞之變為應 御名代之命」によるものである、と抗弁したため元禄十年二月十日に十文字紋を免許されたという。一方、平佐北郷家久嘉譜には、「當家雖用六丁子紋所非定紋、故元禄十年霜月二十五日於江府、以中西長門右衛門秀乘奉訴拜領當家定紋 綱貴公、時有以角丁子十文字可為定紋 命、因以為定紋矣」とあり、元禄期までは鳥津氏族支流において定紋が確定されていなかった家もま、あったことが示唆されている。一方で、この時期に家格標識としての家紋に関心が抱かれたことは注目され、藩内における格式の表示に留まらない、藩外に対する意識の働いたことが推測される。

鳥津氏族支流の家紋統制は、先述した正徳元年十一月の名字統制と同時である。十一月十三日付の鳥津小源太（貴備、垂水鳥津家）二男以下の「末川」名字と家紋規制（十文字紋使用禁止・二階菱使用。注9）及び二十六日付の鳥津周防（久備、後の花岡鳥津家）宛の二男家以下の「村森」名字と十文字紋使用禁止である。正徳元年十一月「鳥津」名字規制・二男家以下の名字（家号）指示と同時に二男家の家紋（十文字紋）使用規制がうかがえ、元禄期以降、藩内における家紋統制も進んだことがうかがえる。⁵⁵

なお「旧史館調」⁵⁶中目録に「鳥津左衛門殿より十文字御紋付相用度願ニ付吟味」とある延享四年（一七四六）十二月二十三日付の「記録所調書」では、先ず「鳥津左衛門殿より以前ニ被相用候本十文字御紋御免被仰付被下度旨内々被為申出趣有之、達 貴聞候処に、御紋所之儀ニ付

而は寛陽院様御代段々御吟味有之たるよし被聞召上候、然は御一門家迄に本十文字御紋被成御免筋にも被 思召上候得とも、大身分にも本十文字御免被成にても可有之哉、私とも吟味仕可申上旨被仰渡、左之通三御座候」として、光久代の関係文書類は記録所に見えないこと、光久代迄は「御家御二男家は備中殿・兵庫殿・左衛門殿家迄にて備中殿・兵庫殿家紋本十文字被為相用候、左衛門殿六代之祖下総常久代迄ハ本十文字御紋被相用候処に、下総嫡子彈正久慶代に子細有之、世代被削除 中納言様御庶子三郎右衛門忠心事^{（忠朝）}右下総後嗣被仰付、御庶子にて御坪之内ニ被罷居候時分、引通十文字御紋拜領被仰付置」て以後その紋を用い、元祖歳久から常久迄は垂水家・加治木家同前の本十文字を用いたことを述べる。次に鳥津大学（久章）亡父久備（花岡家祖）が「大玄院様御二男にて別立大身分ニ被仰付」、鳥津周防殿は「御二男越前家相續」、鳥津三次郎（忠郷）は「御二男和泉家相續」により本十文字紋免許、宮之城家は「御三男大身分にて別十文字之御紋所被用來」が吉貴より十文字紋を許可されたことを記し、本来一門家（越前（重富）・加治木・垂水・今和泉）のみで大身分には許可されない本十文字紋も、花岡・宮之城家に許可したのであるから「御二男家大身分之内左衛門殿計」認めないわけにはいかないだろう、と答申している。日置家が本宗家二男家、宮之城家が三男家の大身分という記録所の認識も興味深いが、ここでは吉貴代に日置家に対し本十文字紋を認めたこと、即ち先の正徳元年における垂水家・鳥津久備家以外に加治木・宮之城家が本十文字紋を許可されていたことが推察されるのである。⁵⁷

②官名・通称の規制

「支流系図」にはこの点についての記事はうかがえないようだが、この規制は宝永四年七月の「島津吉貴達書」で示された⁽⁵⁸⁾。そこでは、①国名の使用許可範囲を「御兄弟衆・御城代・御家老・若年寄・大目付」とする、②朝廷や幕府の官名については番頭及び番頭嫡子、そして③官名を許可される範囲内でも、「御兄弟衆」や光久子、城代・家老・若年寄・大目付と同名は避け、④幕閣（老中または同格、京都所司代・大坂城代・若年寄）や近隣大名などとの同名も避けるように指示されている。また⑤与（組）頭は同役が多数いるので同名でも改めるに及ばず、としているが、正徳三年五月六日の申渡⁽⁵⁹⁾では、役替によって同役中に同名があった場合、新役の者が名替願いを提出するよう命じており、さらに推定享保十年四月七日付では、新役の名が拜領の名であれば、古役へ名替を命じ、古役・新役共に拜領名であれば伺いをする旨通達された⁽⁶⁰⁾ように変遷がみられる。

なお正徳期以降では、享保二十一年五月六日付で、島津玄蕃（垂水家）・善次郎（加治木家）・左衛門（日置家）・周防（越前・重富家）に対して、通称「又」字は従来島津二男家迄は惣領のみ用いることができたが、以後由緒がなければ用いることを禁じている⁽⁶¹⁾。

二 「支流系図」に見える嫡庶問題・正徳期以前の系譜編集と記録所

「支流系図」記事から、嫡庶、姓・名字、家格に関わる事例、また島津氏家譜編集や記録所の活動に関わる記事その他を、項目を分けて示す。

(1) 嫡家・一族による相続・系図継（系）続の認定関係

① 〈伊集院氏〉

「伊集院氏支流忠俊系図」（伊集院頼久五男忠俊流）忠次譜によれば、忠俊の子忠次は肝属兼統室の島津日新娘に供奉し、肝付兼統が島津氏と対立し没落するに伴い忠次も没落した。その孫忠利子孫は「遂出家（子の頼賢が伊集院幸侃没落故に出家、霧島林泉坊住）其跡断絶」。頼賢は当時の伊集院氏家嫡筑前守忠能に対して、「有忠利之系図、請與久就（久就は伊集院氏庶流丸田和泉守子）為後嗣者再三後許諾焉、以連続忠利之跡者也」という。これは近世初期のことと推測されるが、この久就弟の忠次について、忠利実子ながら、「先是脱于系図、以茲家嫡藏人久矩詮議」して実子に紛れないとされ、久就弟と位置づけられたという。

また「不知所自出 伊集院日向忠兼一流系図」俊陳譜によれば、同家が出所不明だが伊集院家の庶族は紛れ無しとして家嫡伊集院久矩が決断、実名字「俊」字使用を認めている。

② 〈新納氏〉

「新納氏支流系図」新納二代実久の庶長子大崎久吉一流忠成譜によれば、系図で伯父に当たる恒吉城主忠氏は、志布志を拠点に勢力のあった新納忠勝の没落後、妻女の縁で肝付兼統に隨身、後に大崎地頭となるものの弟忠盈と共に天正四年（一五七六）戦死する。志布志大慈寺現住龍雲和尚がこの忠盈後嗣なきを憂え、「達之新納氏家督乃拙齋（忠元）・遊甫（是久流の久鏡）等之老舊」、富山大蔵坊長男の忠成に忠盈跡を相続させる（忠成は若年で幸侃に仕えていた際には富山姓、後に垂水島津家忠仍（久信、久彰嫡子）に仕え新納氏）。

また「新納刑部左衛門久明一流系図」忠成譜によれば、日置忠昌三男の忠成は兄と共に新納忠長（二力坊、母の兄）の撫育を受け、「新納氏」

を冒し、家嫡新納久辰の免許を受けて忠長二男家を立てたとする。

③ 〈川上氏〉

「川上氏庶流 川上左衛門久利一流系図」及び「川上氏二男 川上瀬兵衛久通系図」によれば、川上久隅（慰政）嫡男久利は不忠不孝により庶流とされ、家督代として活動し慶長三年朝鮮半島で死去した二男（久利同母（本田董親娘）弟）久通の嫡子久貞が祖父慰政の譲りを受けて嫡家を相続する。「川上氏正統系図 第一」所収の久貞譜によれば、祖父久隅が慶長十六年（一六一二）に死去後、藩主家久が川上左近将監久辰・彦左衛門尉久侶・武蔵守倍久・日向守久政・雅楽助久徳ら川上一族を召して久貞の相続を伝達している。なお久通が嫡家世代に数えられないため「宗家義論之」の結果、久通家を別に立て、二男久次を後嗣とするようになった（「川上氏正統系図」では久通から久貞へ継ぐが、久次の記事に「久通雖入家督之數其家二男家也」とある。同系図の川上氏嫡家世代数が久隅まで朱書（「十一代」）され、以後見られないのもこの事情が関わるか）。

この他「川上氏庶流 山口氏一流系図」によれば、同流は川上公久四男の系統だが数世断絶していたため、十三代家嫡の久運（久貞子）が嘆き、家臣山下氏から忠朝を立てたという。

以上、藩主の命、一族有力者への通達、諸家再興に関する嫡家の役割が確認できる。

④ 〈町田氏〉

「町田氏庶流 町田土佐守則久一流系図」俊員（久實）譜によれば、町田孫七郎康久の跡が数代断絶していたため、寛文七年（一六六七）、家嫡町田忠尚が久實を後嗣として当家を連続させたという。「町田氏庶流 町田土佐守忠好一流系図」の俊員譜にも同一記事がみられる（久實は

百引士町田忠衆長男）。

⑤ 〈佐多氏〉

「佐多氏庶流 伊佐敷三郎九郎忠豊一流系図」久基譜によれば、伊佐敷久基はやく父を失い、家嫡佐多久慶を頼み知覧城に居住、後に采地を拜領、出水・伊作・鹿見島に移るが再び知覧士となり、「久基因家督伯耆忠充（久慶の子）免許」初めて佐多氏を号す。

「佐多氏族伊佐敷氏庶流 伊佐敷紀伊介久充一流系図」直安（久實）譜には、山内重貞嫡子直安が家嫡佐多久達の命で伊佐敷久種跡を継ぐとみえる。

「佐多氏庶流 佐多左京亮師義一流系図」中、久直譜には「家風大衰、故避冒嫡家之号」として「藤枝」を号し、孫の忠重が本氏に復すことを訴えるも佐多氏嫡家家督久達は許さず「伊佐敷號」を冒したこと、それ以後、久達はその家系の出るところを考えて許可し「佐多」を冒すに至ったことが記される。

「佐多氏庶流 伊佐敷三郎九郎忠豊一流系図」直舊（久實・久郷）譜によれば、佐多讃岐久信一流が五世断絶していたため、正徳四年「宗家久達訴之」で直舊が跡を継ぐとある。

(2) 名字（復号）認定と地頭の関与

① 〈山田氏〉

「不知所自出 山田加賀入道系図」久備譜によれば、同家高祖父勘介以来久備に至るまで山口姓（勘介の父が早く死去、外祖父の姓「山口」、通字「重」となる）であり、このため、勘介子孫の筑前・勘左衛門（高岡士）父子は寛永八年（一六三二）に山田氏宗家久武・久通父子に復姓を求め

てその了解を得たが、時の地頭新納久了⁽⁶²⁾段階で話が進展しなかったため、天和元年（一六八一）に再び訴えて復姓を果たしたという（山田久備）。

② 〈西氏〉

「西氏系図 加世田之十三郎右衛門尉」忠敦譜で「西田」から「西」復号を地頭島津久雄⁽⁶³⁾に請願し許諾され「御記録編輯奉行」伊勢貞昭の吟味を経て明暦四年復号する（後述）。

以上（1）①～⑤の事例及び（2）は、いずれも支族嫡家、またはそれに代わる一族の有力者による合意が家跡相続や家号認定に大きな役割を果たしていたこと、また外城士の場合、地頭の関与（承認）が必要であったことなどが確認できる。一方で、嫡流の嫡庶をめぐる対立や、庶流庶家の嫡庶問題に決着がつかない場合も多々みられた。次にそのような事例を挙げる。

（3） 嫡庶の係争・相伝と相続問題と記録所

① 〈伊集院氏〉

「伊集院支流黒葛原系図」俊宗（忠澄）譜によれば、伊集院氏庶流黒葛原氏（伊集院忠国六男俊久に始まる。長子久直・次子久順）の内、久順の系である忠雄（忠以。吟味役・用人、小林地頭職。正徳三年二月死去）が、嫡家の伊集院忠覚（久矩）をたのみ、久直の系である忠澄家は「非（黒葛原）嫡流」ではないとした。その理由は、忠澄家は久直の長子久信ではなく二男久元の流であり、忠雄家同様にいずれも二男家の流れで「共無甲乙之差」というものだった。忠澄側は、久信に嗣子無きが故に久元が家統を相続して忠澄に至ると反論、嫡流忠覚は決定を下せず藩に訴え、

藩家老が記録所の「正断」を命じ、宝永三年（一七〇六）九月九日に忠澄家を黒葛原氏の嫡流とすることが決定している。

「伊集院氏支流松下系図 松下七左衛門久長系図」久長譜によれば、同家は松下家七代主殿助久矩二男久長流で日州高岡士。久長に実子なく初め久有（久時、高岡士溝口休右衛門二男）を養子として采地十三石余を附属した。そして後に久佐（高岡士有屋田治部久延二男）を養子に迎え、采地百石余・家財などを附属したという。両家子孫共に松下を号するが、久佐家と久有家による松下家の嫡庶争いが生じ、正徳三年秋、宗家である伊集院久矩の詮議があり、「請記録館正断」、久佐は後養子だが、采地百余石及び家財を受けていることから、これが「嫡流之證」とされ、結局久長流の嫡家は久佐家（当時は俊易か）、久有家（当時は俊清か）は庶流となり、「支流系図」もその順に記載されている。

以上の記事からは、宝永から正徳期にかけて伊集院氏庶流系図の見直しと記載記事や各序列などの確定作業がすすめられたことが推測され、また嫡庶の問題や庶家認定に関して伊集院氏宗家（家嫡久矩）の判断が問われ、必要な場合に藩家老の指示で記録所が嫡庶判定に関わったことがうかがえる。

② 〈川上氏〉

「川上氏庶流 川上十郎左衛門尉義久入道道安一流系図」中、久慶譜ほかによれば、初代川上義久（道安）は弓馬の達人として、また島津家代々相伝の弓馬書を持つ家であり「弓馬犬追物之弟子其数多矣、悉以記于射手系図者細密也」と記される。義久には長男康久、次男尚久、三男受久がおり、この「島津家傳之弓馬書」は、一旦「浮屠」となり伊集院妙圓寺会下となるものの十九歳で島津忠昌の命により還俗した受久に

受け継がれ「道安之家」相続となったというもので、以後受久、その子経久（市米にて累代の重器・文書焼失記事もある）、その子倍久の譜に「相傳弓馬書」と記され、同書の相伝が嫡流を示す所以と意識されたことを示す。倍久の子久慶譜に「累代所相傳來之弓馬書及所領重器」を元和二年（一六一六）に長男志摩守通久へ附属したものの、通久の不孝・不義・所領売却の理由から、寛永二十一年に藩主光久の許可を得て弓馬書を全て通久から藩に提出させ、これらは久慶に返却された。久慶の二男久宣は落馬のため左右の腕に負傷し相続不可能なため、久慶は藩主に「一流書籍」を悉く渡そうとするが、これは新納又左衛門久正（久了）へ伝授の命が下っている（後に久宣養子の久文は、久慶・新納久了から弓馬故実を伝授される⁽⁶⁴⁾）。

川上久文孫の親盈（久景）譜によれば、川上康久・尚久の子孫は受久の相伝に疑問を差し挟み、川上氏嫡家久東も「道安之嫡庶⁽⁶⁵⁾」について決し難く、結局正徳三年四月十二日、藩家老肝付兼柄から久東へ対して、受久が弓馬書・重器を相伝したことから嫡家と認定する旨を通達し、受久流が義久一流の家嫡とされている。同年進行する名字・実名字規制にも関わる、嫡庶判定をめぐる対立が、この義久一流にあったことがうかがえる。

③〈山田氏〉

島津氏族山田氏には多くの古系図・文書・記録類が相伝され⁽⁶⁶⁾、これらは近世前期の藩当局による系図・文書収集の際に度々提出が求められている。「山田氏系図 第五」久通譜には、慶安元年（一六四八）孟春（正月）、島津光久の時に「令有司自高祖忠久至當今一族本支苗裔、撰集忠功恩賜之書、以編大系図」として島津氏大系図編集のために関係文

書の提出が求められ、「秋冬之交、自家之書亦有可帶出之命」ので「元祖式部少輔忠繼以往帶浪而所有之雜書數百」を志布志から海陸を経て鹿兒島の「官家」へ運び、その中から二百点程が撰ばれ「數輩」をして書写、本書は返却された（この間三ヶ月を要した）という。慶安期の大系図編集記事であるが、この詳細についてうかがえるのが「山田家文書」⁽⁶⁷⁾末文である。山田久通が慶安二年春に文書提出の経緯を記したもので、「支流系図」の記事はこれを基に記載されたとも考えられる。具体的には、光久の命が島津久通（宮之城家、藩家老⁽⁶⁸⁾）に下り、記録奉行平田純正に「訂一門正統及枝葉苗裔而編大系図」させ、また同役の吉岡（義岡）久達⁽⁶⁹⁾に「譜代相伝之文書先後無差令次序易見矣」と命じられた。そして山田久通は、家老島津久通・川上久圀の通達により志布志から文書を持参、謄写には高野勘左衛門尉重張・折田五左衛門尉年経・山城新助祐盛・長田軍弥左衛門尉良重が当たったと記される。なお「支流系図」同譜には「且復有自家古譜文字紕繆書写脱略而不審多般者、備之於國老島津圖書頭久通之一覽」し訂正依頼、島津久通は「以考於郡譜」て古譜の誤りを正し「賜新写之系図」たという。

「支流系図」における同家文書に関する記載は以上だが、「山田氏文書写⁽⁷⁰⁾」によれば、宝永二年に島津氏古略系図一通を提出した際に「御用ニ相成物候故」召し上げとなり、その写が下賜されている⁽⁷¹⁾。山田久通は元禄三年（一六九〇）頃、同家の由緒から鹿兒島城下士への召移を希望するものの、それは叶えられなかった。しかし年頭や日見得・家督相続の際における相応の格式を求めており、その由緒により「達 網貴公貴聴」地頭並の待遇を認められている⁽⁷²⁾。また寛文九年（一六六九）の氏族・他家系図編集を承けて計画された元禄七年の諸家系図再撰による系

図・文書提出と抄写の作成、同九年鹿兒島城火災後の記録所保管の山田家譜と山田氏保管の抄写の校合による写の作成と下賜がなされている。⁽⁷³⁾

また「山田氏支流系図 百引之士 山田休左衛門」中の久次譜には、嫡家との不和が記される。久次家も嫡家（久陳）と同じ志布志士であり、「只以自為嫡家之思」「以嫡家久陳（久通嫡子）為非質」としたので、久陳側は訴訟に及び、藩は「命有司推根由」したところ久次は反論できず、その罪によって元禄十六年十月十日に志布志で梟首とされた。久次の二子弥左衛門真次・弥五右衛門真次、久次弟の弥右衛門久次の子弥七左衛門真次はいずれも連座して土籍を剥奪され親属の家に入れられた。処罰された関係者が「支流系図」記載実名で全て同じ「真次」であるのは、本件に関する嫡家の意図が強く現れていると思われる。なおいずれもこの「真次」家は正徳五年に嫡家久福（久陳子）より「武通」号を命じられている。嫡庶争いの激しさと共に、家の序列を乱す行為に対する断罪の例であろう。

(4) 正保・承応・明暦期の支族庶家と島津氏系図編集

ここでは、「支流系図」からうかがえる、正徳期以前の藩当局による島津氏系図などの編集について挙げよう。

① 〈川上氏〉

「川上氏庶流 川上十郎左衛門尉義久入道道安一流系図」将久譜ほかによれば、当家は義久長男康久流で、「正保年間記録館編集之譜」には将久と助久父子が脱落しており、「自康久至明久・忠安助久の子」、依當家古譜校訂之、疑明久者助久初實名乎、今從舊譜以明久書助久傍、以正保傳記如元記其左」とある。正保の御氏族系図訂正の一例であろう。

② 〈平山氏〉

「平山氏系図」久清譜には「令統平山右馬頭久武之後、是又島津氏之支流也、故久賀□久武之系図」とある。正保二年（一六四五）一月二日付「島津久守（久賀の子）証状」⁽⁷⁴⁾からは、正保期の支族系図と併行して豊州家島津氏の支族認定がなされた可能性を示す。また「平山氏跡士作太夫系図」忠續譜に「實雖為久丘妹之子、女子跡所連續當家依無其例、為其弟記此座者也」とあり、忠朝（忠續曾孫）譜に収載される、承応三年（一六五四）十二月二十日付「島津久守証状」には季久二男忠康、近久、久丘、「同（久丘）妹之子作右衛門尉忠續、如斯連續而其方有古系図」と、元来（女子跡相続形式の）古系図があったこと、そして「雖然、女子之跡繼續依有無之由来、正統女子跡既及改替矣、是以、今度島津氏門族記録選擇之時、左衛門尉久丘弟之座相定也、然則、改古譜記、新譜可被讓界子子孫也、此段選擇奉行島津中務少輔久茂公・新納又左衛門久正公令聞談、以記之、仍證狀如件」と記される。

承応三年段階で、正統の女子跡の改替・島津氏族関係史料の選択（「今度島津氏門族記録選擇」）の際に新譜が作成されたこと、「選択奉行」に島津久茂（宮之城島津二男家）・新納久正（久了）が当たったこと、以後古譜に代わって新譜が相伝するよう指示されたことがわかる。

③ 〈若松氏〉

「若松氏系図」忠家譜には、兄弟の義久・久種と忠家以下について、本源は同じとしながら「而支流各別也、雖然忠家以下同流之古譜彼此之所出有二三卷」ので、これをもって明暦三年（一六五七）「記録編輯奉行鎌田筑後守政昭・伊勢兵部少輔貞昭」が熟加吟味し「不得措之、為久種之弟所以立其流」との判断が下されている。また久種（この家統は、貴

久が義弘・歳久・家久兄弟に「各所讓與士卒」際に家久の家臣となり佐土原へ移り、後に垂水家家臣となる)の曾孫忠守譜には「右数代古譜炳焉、此末二三代有所闕如乎、可有再考」とある。

後に上記義久家統の久盛(辨官氏を相続した若松親康嫡子)譜には、久盛の若松氏復号の請願が明暦二年十二月に藩主光久に達し、同三年正月十五日、久昌(親康の弟・久盛叔父。以後の若松氏嫡流)の弟としてして拜謁を遂げ「其後記録奉行鎌田筑後守政昭任證書之旨、所以記久昌之次第」と系図にも記される。若松氏においては明暦二年に庶家が整理され、また記録編集担当の鎌田政昭、伊勢貞昭による系図の校合が行われたことがうかがえる。

④〈西氏〉

「西氏系図」加世田之土三郎右衛門尉「忠弘譜」には「西田」姓の由来を記す。即ち島津日新(忠良)の加世田在城の頃、同家は貧窮で庖丁役を勤めていたため、元来伊作家庶子の西氏は「不可卑下之席」として「西田」姓となる。忠弘弟の忠純流子孫の忠貞代、延宝八年(一六八八)三月十四日に西姓に復すが、忠弘一流と忠純二男の各流は「西田」氏を号す。

また忠弘子孫の忠敦譜によれば、当家は伊作氏庶流西氏の後胤であるが「當曾祖父太郎右衛門尉忠弘代、随相模守忠良之命號西田、而後迄忠敦然」であることに対して「如元言西號」と当地頭の島津久雄に請願し許諾されている(前述)。その後「裁一紙書、被達於御記録編輯奉行伊勢兵部少輔貞昭、貞昭熟為吟味」することとなり、結果「翌明暦四年正月二十二日」西姓に復号し、「改古譜之被謬紕繆、賜新写之系図」とされている。この記事から久敦の請願活動は明暦三年であることが推測

できる。また「古譜」とは正保年間成立の「御支族系図」であろうか。

以上①～④を通じて、正保期の島津氏家譜編纂から承応期を経て明暦三年前後における島津氏家譜・支族系図の編集や校合作業と島津氏族としての認定が行われたことが確認できる。当初家老を掛や総監として行われたこれらの作業は、記録奉行を中心とする記録所職員に受け継がれ、その蓄積の上に、正徳年間の各支族による「支流系図」継続と記録所による編纂作業がすすめられたと考えられる。しかし、正徳年間においても支流系図の記載内容に関わる問題が全て整理されたわけではなかった。その点について次に示す。

(5) 系図併記・記録所の吟味と保留など

①〈知覧氏〉

「支流系図」には知覧氏の系図として、都城島津家久龍家臣(文右衛門行通)の知覧氏嫡流系図・田布施士(勘右衛門行充)の庶流系図・種子島久基家臣(孝左衛門行年)の庶流系図及び種子島氏別家の知覧氏系図・田布施士知覧系図を載せる。そこには「今以之校訂之行通之家為當家之宗明白也」として都城家家臣知覧氏が嫡流であり、田布施士行充家と種子島家家臣行年家について、いずれも庶族との判断を示している。但し「官庫之譜與所箚藏之譜交雜、或異實名、或異傳記、齟齬多端也」として「各併書為一冊、以備後考而已」と結んでおり、今後の判断材料として記録されている(官庫の譜と各所箚譜の齟齬、併記の例)。

②〈町田氏〉

「町田氏庶流 町田助三郎一流系図」に続いて「支流系図」に収めら

れる光宗流（俊意家）飯牟礼氏は、「浮屠」光宗が紀伊國滞留後に還俗、子の光秋が薩摩に帰る際に大明神を担い、伊集院氏の許可を得て飯牟礼嶽に崇め、飯牟礼を家号としたこと、忠辰代に島津義久三女亀寿に仕え、後に島津家久から町田姓を許可されたという。また続けて同じく光宗流飯牟礼氏系図を収め、これも忠秀代に家久の許可で町田氏とある。両系図の末には、「右両家、元飯牟礼氏而冒町田之称号者也、雖然嫡庶未弁別、以故今記別冊備于再考而已」とあり、正徳期の記録所においても嫡庶判定ができずに保留・併記している。

③（和泉氏）

「和泉氏系図 垂水之士小兵衛尉」忠親譜に「右系図一世不足、且復文章雖為異様、當家本譜未出公私、故不改一字随本書者也」とある。拠るべき和泉氏系図がないため、記録所では記事の改変を行わなかったことが記される。このことから、逆にいえば記録所は正文や諸記録などに基づき各系図の内容について校合し必要に応じて字句の改変を行っていたことが確認できる。

④（佐多氏）

「佐多氏庶流 佐多左京亮師義一流系図」久福譜によれば、久福は知覽門之浦に住み、天正年間に海賊行為に関わったとして一流断絶となる。

「久福家藏系図」に記載の久福養子（久誠）について、佐多氏庶流久真二男（鎌田氏へ養子、政在）に当たるか否かについて記述があり、「不知其詳、拳両説以備再考而已」と保留・併記する。なお「佐多氏庶流 佐多兵部少輔忠真一流系図」政在譜でも久福家藏系図と比較して考察、「今拳両説備再考而已」としている。また、この久福家藏系図を基に他に「佐多氏庶流 佐多備中忠顕一流系図」の忠周譜にも、「佐多氏周防

介久福師義流之嫡流所家藏系図」と比較して考察し「今且從忠顯流之系図、又拳一説而備再校也」という正徳段階の考察・保留文言が記される。

（6）宝永六年の島津支族庶家相統

正徳期の島津氏族支流系図作成に前後して、各支族の名字・実名字が、その家の由緒・家筋により定められたことは先にみた通りであるが、この直前の宝永六年（一七〇九）には、断絶した家の再興の事例が検出できる。

①（薩州家）

薩州家は豊臣政権下で正嫡久辰以後断絶、「薩州氏系図」久辰譜には、島津義久が久辰を天下不忠の者として「絶彼家之後矣、至子孫孫勿立後嗣」としたと記す。久辰弟の忠清（母は久辰と同じく義久長女の御平）の子忠影は、（兄の島津忠倍死去により宮之城家に復すため）新納家を辞去した久元に代わり同家を相続する。その子が久珍で、久珍二男が久基である。忠清直孫に当たる久珍は、忠清の死去（元和六年）後九十年の断絶を憂え、島津綱貴、そして当代の吉貴へ訴え、その結果宝永六年十月十六日、久基が忠清の後嗣とされるに至る。

②（迫水氏）

久敦譜によれば、6代忠治（寛文十年死去）まで外城士で跡を継ぐ者が不在な中で、宝永六年九月九日吉貴の判断により、堀之内知重をして相続させ、「且捨外城居住之資格」「新興家蒙可御太刀献上之御免」、「迫水」を称す。同年十月三日、久敦は記録所に至り、「家傳之古系圖及文書等」を受領したことから、古系図・文書類が記録所に保管されており、家（特にその嫡家）再興にあたって授与されたことが確認

できる。系図・重要文書の役割の大きさが再確認されよう。同日、城代佐多久達が「当家相統之證判」を書いて与えている⁽⁷⁸⁾。

同年十二月二十八日、家老島津久輝・島津久富・新納久珍・島津休・種子島久時・肝付兼柄が花押を捺し「賜於統継之證書」たとみえ、これが吉貴の指示によるとある⁽⁷⁹⁾。この証状においても「忠治、外城衆中ニ成行、家格令断絶候」故に吉貴より「久重(追水5代)以来之格式を被捨」、鹿兒島城下に新迫水家跡を立てることが示された。ここには鹿兒島城下居住士と外城士の格の相違が明確に示されている⁽⁸⁰⁾。

③ 〈義岡氏〉

「義岡系図」久守譜には、久伴死去(明暦二年七月十八日)後五十余年断絶、吉貴の命で「欲以家統之絶再興之」となり、宝永六年九月九日、鎌田十左衛門政常の子政信(忠守・久守)が久伴家を相続し、同年十一月十四日付の佐多久達証状により、記録所から義岡家の系図一巻の請取を指示されている⁽⁸¹⁾。

以上①②③の事例はいずれも宝永六年九月から十月、長期間断絶の支族諸家再興について記す。正徳期を前に由緒に基づく家の再興が図られたことがうかがえ、また②③の事例は系図や文書の継承について記録所の果たした役割の一面―家の存立・継承の正当性の根拠となる系図の保管―をも示している。

(7) 系図削除の事例

この事例では、家久女婿としてその信任を受け、寛永十年末から十八年に家老職にあった(その後も慶安二年まで異国方、宗門方の要職にあった)

日置島津家の久慶及び養子の久豫(久憲)の事例が最もよく知られているが⁽⁸²⁾、ここではその他の事例を示そう。

① 〈川上氏〉

「川上氏正統系図 第二」久加譜などによれば、久貞三男家の久加は宝永二年(一七〇五)六月死去、久加嫡男(親胤父)の久富は乱行甚だしく「故家嫡久東蒙 恩免削世代、且竄琉球国属島徳島、使親胤(久加孫の親胤。宝永四年七月誕生)為祖父久加之後嗣」とある。

② 〈町田氏〉

「町田氏庶流 町田三郎五郎忠光一流系図」俊春(久澄)譜によれば、俊春父の休右衛門久重が江戸で同役若松氏を殺害した罪により、正徳三年四月に家嫡町田久儔が命を伝え、父久重は「被削除世系」、俊春は家格を落とし(進上物は太刀から中紙、大番勤)新しく家を立て、系祖は元の如しとされた。

③ 〈阿多氏〉

「阿多掃部助忠明一流系図」俊陳(忠陳)譜には「兄忠隆之二子掃部忠能、有故為人所害、其事不正也、茲以削除世数、以故俊陳蒙 恩免為忠隆之後嗣、相統當家」と記す。

(8) 座配と家格・女子相続

〔1〕座配と家格について

「新納氏正統系図」久辰譜に次の記事がある。

久辰以新納家之所以然、訴改年頭御太刀進上著座之次序于 光久公、依之三箇年一度許佐多家之座位三番座主居上席也、素新納家著於四番座之主居上席、以故今如斯、

年頭座配（年頭御礼着座）をはじめとする諸儀礼の場において、その序列をめぐる強烈な上下意識が家臣間で様々な軋轢を生じさせ、藩当局の介入を必要とする事態を度々招いている。ここでは新納家と佐多家の一件が示されるが、両家の座配をめぐる争いは寛永十九年（一六四二）頃から顕著であり、同二十一年・正保四年（一六四七）・慶安二年（一六四五）・同四年と継続している。正徳年間の支族支流の序列・格式の整理と前後して次第に年頭座配は調えられると考えられる。なお「北郷氏一流 第二」北郷忠能譜には、慶長十一年（一六〇六）、鳥津家久が犬追物を張行した際「佐多又太郎・新納近江守以手組之不合我心有訴」、そのため忠能が「辞讓以和之」し、家久から感状を受けたことが記される。新納・佐多家の対抗意識は寛永期以前からのものであることがうかがえ、また座配のみならず犬追物手組にも諸家の対抗意識が表出する場合を確認できる。

〔2〕女子相続と「支流系図」記事

近世において、家の血統を実際に継ぐ女性と武家系図における系統の表現の齟齬については既に指摘されるところであり、筆者も別稿を用意している⁽⁸⁵⁾ので、ここでは初期の鳥津氏本宗家出身の女性について概略を述べ、以下「支流系図」記事からの事例を示すにとどめる。

女子相続と関わる問題では、従来近世初期の鳥津氏本宗家の家督相続、特に家久の継嗣問題に関わる問題が検討されてきた⁽⁸⁶⁾。鳥津義久以後、系譜の上では弟義弘、そして家久から光久へと継がれ、あくまでも男子の相続の形式をとるものの、実際の家督継承には義久三女亀寿の存在が前提であったこと、また本宗家家督継承権めぐり家久・光久と垂水鳥津

家久信・久敏父子との間に確執が生じた背景・要因には、義久二女新城（久信母）の血統、即ち義久血筋の継承という意識が当事者にあつたことによる⁽⁸⁷⁾。御平（義久長女で薩州家に嫁す）や新城・亀寿は各々知行地も有していた点については、長野ひろ子氏が既に明らかにされている⁽⁸⁸⁾。この他、義弘の女子、御屋地・御下⁽⁸⁹⁾もそれぞれ忠廣一流（加治木二男家、初め豊州二男家）及び久清一流（佐志）家の成立に関わり興味深い存在である。

「支流系図」において女子の記事は一般に極めて簡略である場合が多い。しかし相続や知行その他について興味深い事例もある。以下に挙げ

① 〈伊集院氏／町田氏〉

「伊集院氏支流譜岐守久教系図」中の久光女子譜によれば、この女子は亀寿に奉仕し、鳥津家久から采地六十石を拜領、後に町田伊賀久則室となり、久則二男忠饒にその采地を譲る。「不立女子之後先例」故に、忠饒は伊集院久武（女子兄）の弟に系統されている。「町田氏庶流 町田源三郎久政一流系図（町田久倍弟家）」中の忠饒譜によれば「忠饒之繼母」は「数年奉于 龍伯公（義久・忠恒公之御簾中（亀寿）」と記す。

② 〈新納氏〉

「新納氏支流系図（是久一流、長住（遊甫・旅庵）、久雄（加治木新納家）及び久詮・久了一流）」には、長住女子が川上久辰（意船）二男の忠雄を迎え相続しており、系図が忠雄ではなく女子から継ぐ例は珍しい。旅庵の家統は長子忠影が相続し鹿兒島に移り、二男久供が忠雄の職に続いて加治木鳥津家重臣家となる。

③ 〈宮之城家〉

「尚久一流系図 第二中、久達（宮之城）二男家久武の同母弟）は母（喜入忠政養女、日州延岡藩有馬氏家臣有馬式部娘）の遺領四百餘石を相続。

④ 〈大野氏〉

「大野氏系図」忠宗女子妙春譜によれば、大野駿河守忠宗が文禄元年（一五九二）義久によって川辺にて誅殺され、その智樺山忠助二男久高も「屈居寺院」し、島津久保の朝鮮渡海に際し徴されて久高は樺山に復姓する。忠宗女子妙春は久高が大野家を辞去後、上方へ赴き在京五年、その後帰国して川辺に二年過ごしたという。久高との間に生まれた二女子は、長女が本田伊豫守親正室、二女は島津下総常久（日置島津家）室となる。

慶長十年（一六〇五）九月、「島津豊後守忠朝少女為太守質、赴上方」に際して、島津義弘より「當國婦人無知上方風俗者、妙春数年在京都所以能知美風也」として、質人（御屋地娘）に従うように命じられる。妙春は「牢籠寡婦、何得供奉抽忠矣」と再三固辞するも許されず「局之役」勤めで上都。この質となった女子は松平隠岐守定行の初室となり遠州掛川に住み男子（定頼）を出産。妙春はこの後帰国して新たに二百石を賜うが後嗣なきを憂え、三原左衛門佐重饒二男（久行）を猶子とした。系図では「再所興赴當家者、偏妙春之所致也」とする。

⑤ 〈平山氏〉

「平山氏踊土作太夫系図」忠續譜に「實雖為久丘妹之子、女子跡所連續當家依無其例、為其弟記此座者也」とある。忠續の曾孫忠朝譜中、承応三年（一六五四）十二月二十日付「島津久守証状」において、元來女子跡相続形式の古系図があったこと、承応三年段階で「正統女子跡」の改替と新譜が作成されたことについては先述した通りである（4）の②。

⑥ 〈桂氏〉

「桂氏系図」忠厚女子千代鶴（桂方）譜によれば、母は光久の第二十五女で元禄九年十二月、町田忠以に嫁して男子出生、後に離別。元禄十六年春、綱貴の娘亀姫が近衛家久に嫁すことになり、綱貴から「鶴女氏族而且以有婉婉之徳」として撰ばれる（但し亀姫の死去の為に家に帰る）。

「桂氏系図」忠能譜には、実母（樺山規久娘）と父忠秀が別居し、島津家久より「教吾母徴加治木之室、女子之為後見」、その労により元和二年（一六一六）十二月十六日に百石拜領する。

以上、女子跡の相続については②のような例外を除き、①のように「不立女子之後先例」とされたが、少なくとも早い段階では⑤のように女子相続を示す系図も作成され、また女子が家の存続（再興）に大きな役割を果たしたことを明記する④の例もみられる。少なくとも近世初頭においては、①④⑥のように島津氏本宗家の当主や子女に近侍し、その功績をもって所領を受けた女性の存在は「支流系図」やその他の史料からうかがえる⁽²⁾。

(1) から (8) の記事から、近世武家社会の「家」相続・家格に関わる嫡家・相伝文書・女子相続及び藩の記録担当者の活動をまとめてみた。それぞれの項目で改めて詳述する必要もあろうが、本稿ではとりあえず記事の指摘に留めておく。

まとめにかえて

実名字規制は正徳年間以後においても、島津氏族支流に限らず広く通達されている。例えば「歴代制度(列朝制度)」には元文三年(一七三三)十二月八日、享和三年(一八〇三)三月二日付などの通達がみられる。このような実名字規制に関わり、改めて各支族諸家から家督の実名その他が報告され、それが系図継続の一つの目的であった可能性を推測する。

また島津氏族支流においても、一門家の設定、越前(重富)家と和泉(今和泉)家の再興、及びその庶流への規制などが行われ、また年頭御札などの儀礼の場における家格の再確認がなされていくが、本編においては正徳年間における島津氏全体の家格整備―具体的には名字及び実名字規制を中心として―「支流系図」の成立期における検討を中心としたため、これらについては具体的検討を十分行っていない。ここでは吉貴・継豊子弟による一門家(越前家・和泉家)再興・相続と家格について、若干の事例を挙げて今後の検討課題としたい。

① 垂水島津家貴儔と藩主実名字の使用

元文二年(一七三七)九月十六日付「島津久貫申渡書」により、島津玄蕃(吉貴二男男小源太。『薩陽武鑑』には「吉貴公御三男」と記す。久典・貴儔)に対して、吉貴の「貴」一字を嫡々へ永く用いることが通達され、これが「御記録奉行江書留等致置候様ニ可申渡候」と命じられている。同家は以後幕末に至るまで「貴」字を通字として用いることとなる。なお「旧記雑録」原註に「右貴ノ字拜領ノ御書ハ此年七月十八日トアリ、

参照スヘシ」とあり、島津家文書「白木二番」箱中に七月十八日付「島

津吉貴一字書出控」(島津家文書架蔵番号21-9-6-1)がある。一門家の中で垂水家に「忠」以外の藩主実名字が付けられたことについては吉貴の思召によるものであり、家格とは関わらないもの、とされる(後述)。

② 越前島津家の再興

島津吉貴の「二男」忠紀(兄忠五郎は加治木家を相続するも夭折、貴儔は垂水家を相続)は、後に一門家筆頭に位置づけられる越前島津家を継ぎ同家を再興する。忠紀は享保十九年九月三日、既に藩主の座を退いた吉貴の住む大磯において誕生する。母は名越恒渡妹(於須磨)とされたが、実母は郷田兼近の娘である。初め島津貴儔により幼名を「末川壮之助」とされる。元文二年三月十八日に越前家を相続、系図・文書と一万石を付与され、「島津壮之助」と改称、後に「周防忠紀」と改める。「家格連名列島津善次郎久門(継豊二男、後の重年。忠五郎の後に同家を継ぐ)上」とされる。三月二十日、江戸の継豊から与える形式で采地二万石・越前島津家古系図三巻などが付与⁽⁹⁵⁾されている。なお越前家私領總名が「重富」とされたのは、元文四年三月付「穎娃久周申渡書」⁽⁹⁶⁾による。そして壮之助に「忠」字が継豊から与えられたのは、翌年二月のことであった⁽⁹⁷⁾。七歳での元服であり、実際には磯で継豊代理の吉貴が加冠している。家紋は加治木家・垂水家同様本十字字紋であり、桐之丸紋も併せて許可されている。また「久」「紀」字も拜領し、この二文字は二男以下が用いるように命じられた。同家宅地として鼓川の地が与えられ、その他吉貴からの刀剣・書画・鎧・鞍など拜領物もあつた⁽⁹⁸⁾。一門家としてそれに相応の重物が付与されたと推測できる。

③ 一門家の成立・大身分宮之城家と島津吉貴

このような経緯で、一門家の垂水家及び越前家を吉貴の子が相続した。

越前家忠紀が当初から加治木家の久門（重年）より上に位置づけられたことも確認できる。近世前期の家格は、家久の二男家である加治木家以下、垂水家、日置家の順とされていた。その後元文三年五月、先ず加治木家・垂水家が一所持から離れ一門家となり、九月に越前家が一門家となったとされ、また『薩陽武鑑』における家格は越前（重富）・加治木・垂水・今和泉家の順となっている。元文から延享期においてはどのように扱われていたのか、以下に示す。

元文三年十一月十日付「町田俊雄書付」⁽¹⁰⁾（鳥津家文書架蔵番号21-10-6-2）は「一門・一所持座次定」⁽¹⁰⁾（鳥津家文書架蔵番号21-10-6-1）についての記録奉行町田の覚書で、一門・一所持之内大身分・一所持の座次についての吉貴仰出を記録保管するように十一月十日付で命じられたことを記す。この但書に、「御一門と候者、玄蕃殿・壮之助殿・兵庫殿、一所持之内大身分ハ左衛門・周防・圖書・筑後、一所持者川上一學以下人數三而候」とあり、この時点での鳥津氏族諸家の序列は、一門家が垂水家の貴儔（宝永五年十一月誕生、実母は継豊同母）、越前家の忠紀（享保十九年九月誕生、継豊・貴儔異母弟）、加治木家の久門（継豊二男、享保十四年誕生、後に本宗家宗信の死去を承けて襲封し重年）、大身分が日置家の久林、花岡家の久尚、宮之城家の久倫、都城家の久龍であったことを示す。家格の序列が吉貴子弟の順に従い定められていたことがうかがえる。元文三年十一月十一日付「穎娃久周申渡書」⁽¹⁰⁾（鳥津家文書架蔵番号21-10-7）では、垂水・越前・加治木の三家について、従来は「御間柄之故を以其格式茂相替」り、間柄が遠い場合には「外之大身分と同様」で年頭御礼も一所持の通りであったが、以後はこの三家の嫡子まで「殿」の字を用いること同格であるとする。そして三家は「一所持の格から離れ「御一

門」と唱えること、本来家の座席の次第は越前家、加治木家、垂水家の順であるが、当分垂水家（貴儔）、越前家（忠紀）、加治木家（久門）とすること、以後同様の場合はこれに倣うこととされた、とある（『鳥津継豊譜』⁽¹⁰⁾にはこれを「順于倫次」と記す）。また部屋栖の場合は、父の座席によるか家筋次第かは「其節之人柄」によるという。このように、元文三年段階で、既に一門家の家格の序列は越前家、加治木家、垂水家とされながら、実際には「倫次」「其節之人柄」によることが明示されている。

なお宮之城家（鳥津圖書久倫家）が大身分とされたのはこの時であり、その順は日置家、花岡家、宮之城家、都城家とされた。久倫養子となつた吉貴の子知之助（久亮、元文元年二月誕生、母は忠紀同母の郷田氏）について、部屋栖であっても御礼席では三家（一門家）部屋栖の次に「其身計」許され、これは以後本宗家の子が養子の際に当てはまるとされている。またこの「穎娃久周申渡書」では、宮之城家（鳥津圖書）を大身分とする、という一箇条を削除して一門家の三家に家老連名で通達、宮之城家へは書付は渡さないが、記録所で記録保管して、後年紛れ無きように命じている。筆者は先に、二男家とされた日置家や吉貴次弟久儔を祖とする花岡家、万石以上の家として特別な存在の都城家とは、三男家の宮之城家が大身分として認定される段階に差があった可能性を指摘したが、或いは吉貴の子である知之亮が同家を相続したことに由来する可能性もある。鳥津吉貴が、或いはこの時期に、己の直系をもって新たな家格秩序の整備を積極的に進めようとしていたのではないかと考えられる。

同年十二月（十九日の註）付「穎娃久周申渡書」⁽¹⁰⁾によれば、一門家の三家には一所持と別格とされ、以後触流しの文書などは一所持と別に家

老組から触れることとされた。二十二日には三家家督への敬称規定が示され、大身分・家老・独礼家格までは「様」字、若年寄以下は「殿」字を三家への書付に用いるとされる。⁽¹⁰⁾二十五日には、従来万石以上に認められていた藩内での乗輿を、一門家家督及び嫡子まで許可している。⁽¹¹⁾

元文四年二月付「穎娃久周申渡書」⁽¹²⁾には、一門家の進上物・拜領物の軽重が家格には関わらないこと、また吉貴の諱(実名)字を貴儔に与えたことは「思召を以被仰付事」故、家格によるものではないこと、三家の家来三人宛は藩主目見得の際に脇指を認めることなどが通知されている。この本文中、「たとへ八年頭御座配杯⁽¹³⁾、御對面所・御書院と御座相替候ハ、格式相替候得共」⁽¹⁴⁾とあり、座配(年頭御礼)の場・座席が家格に大きな意味を持っていたこともうかがえ興味深い。

この座配について、寛保二年(一七四二)八月付「島津吉貴内意書」⁽¹⁵⁾を挙げる。宮之城島津家久亮の家督相続について「何ぞ御規式事、月次御禮之格式、先頃被 仰出候得共、委敷無之候故、左之通被思召事⁽¹⁶⁾候」として、年頭御礼について

公義之御格式⁽¹⁷⁾ニ而者

御三家御着座之末席、^(前山青徳)松平加賀守様御着座被成候様成事⁽¹⁸⁾ニ而、御一

門并部屋栖之小源^(貴徳)太殿之末席⁽¹⁹⁾ニ一列⁽²⁰⁾ニ而無之、只今之次第⁽²¹⁾ニ而候、

女 審殿^(貴徳・承水家)

周 防殿^(忠紀・越前家)

兵 庫殿^(久門・加治木家)

小源太殿^(貞澄・貞祐家)

書殿^(久亮・宮之城家)

右之心⁽²²⁾ニ而候、月次御禮者御一門一所⁽²³⁾ニ御出、御挨拶有之、其次圖

書殿 御目見可有之候、大身分之人⁽²⁴⁾ニ其身圖書殿之格之人有之時者、右之通⁽²⁵⁾可有之候、

獨禮格之家筋⁽²⁶⁾ニ而無之、島津^(維盛三男久繁)太郎次郎殿・入来院^(維盛四男定豊)千之丞殿杯之様成人ハ、大身分之部屋栖之次⁽²⁷⁾ニ御禮可有之候、御國持格之御大名之御禮之席⁽²⁸⁾ニ、御國持⁽²⁹⁾ニ而茂無之御方茂、四品⁽³⁰⁾ニ被仰付候而ハ、其列⁽³¹⁾ニ御成被成候様成事⁽³²⁾ニ而候、

八月

とある。ここには幕府御三家の次に着座する前田吉徳の例が引用され、これが薩摩藩の家格において、具体的には一門家の三家に次いで、宮之城家の久亮が月次御礼をするよう定めている。吉貴及び継豊子弟の入った家の処遇について、幕府の礼式が意識されていることに注意しておきたい。⁽³³⁾

和泉家の再興も吉貴の意図によってなされたものである。延享元年(一七四四)五月二十五日、吉貴は太守継豊に代わり三次郎(忠郷)に和泉家名跡を継がせ「二男島津周防忠紀之例」に倣い源氏姓を許可し、二男家・名字「島津」氏・一門家の扱いが定められ「家格連名列島津玄蕃貴儔次」とされる。⁽³⁴⁾同家が今和泉家と称するのは、同年十二月二十一日付「島津継豊達書」⁽³⁵⁾による。寛延四年(一七四九)十月二十一日付「島津重年一字状」により「忠」次が許可され、今和泉家二男以下に對して人により「久」「郷」二字を使用することが通達されている。⁽³⁶⁾

④越前家及び今和泉家の系図・家譜・文書の編集

「越前島津家譜(忠紀)」⁽³⁷⁾によれば、延享元年十二月二十五日、「越前島津氏系図一卷・家譜六冊」が「記録館(記録所)」において編修されたとある。これは寛保三年十二月五日、比志島範房の命をうけて記録奉行町

田俊雄が拜名起筆し、翌年(延享元年)十二月に編修を済ませたもので、これを島津吉貴が点検し、「清書裝潢簡冊」して家老席に呈せられ、その後、家老連署の添書をもつて越前家へ渡された。

また今和泉家の忠郷宛には、記録所で編集した和泉家系図一卷に同古文書五通一卷を添え付与することが、延享二年九月十五日付の島津三次郎宛「島津久甫外五名連署証状」で通達されている。和泉家系図・文書の編集経緯の詳細は不明だが、おそらく越前家同様(比志島範房の記録所通達や吉貴の点検などからうかがえるように)吉貴の指示に基づいて、家の正統性を示す系図・家譜・文書が記録所においてほぼ同時期に編集されたと推察される。

以上、越前家・今和泉家再興、一門家及び大身分の設定に関していくつか事例を挙げ、島津吉貴の志向した家格の整備・序列化について検討すべき課題を示した。吉貴・継豊代におけるこれらの動きは、当時の幕府などの家格や儀礼の在り方なども併せて検討すべきと考えられる。また島津氏族のみならず、薩摩藩家臣団全般に対する規制と諸儀礼の整備も含めた考察や、次の重豪代における家格の扱いの検討も必要となる。

註

(1) 東京大学史料編纂所蔵島津家文書(以下島津家本)中。「支流系図」は『鹿兒島県史料 旧記雑録拾遺 諸家系譜』一―三(一九八九・一九九〇・一九九二)以下『諸氏系譜』で示す)に活字化されている。

(2) 記録奉行(はじめ文書奉行)平田純正が藩主光久の命で正保二年(一六

四五)に島津氏家譜(後に「島津氏世録正統系図」以下「正統系図」)の編集

着手(記録編集総裁は初め島津久通、承応三年(一六五四)には鎌田正信(政昭・正勝)なども関与。注75参照)、明暦三年(一六五七)忠久から家久譜までの百十四冊が完成する。一方、既に正保年間(一六四四―四八)に島津支族確定作業に伴う家譜(「御支族系図」)も作成されていた。平田は「正統系図」家久譜二十一冊の続編の編纂に当たると寛文二年(一六六二)死去、以後の編纂は記録奉行たちによって受け継がれたと考えられている。五味氏によれば、「領内諸家の古文書等の収集整備は、正保以降元禄年間前後を中心に意欲的に推進され」それらを素材に作成されたという(「諸氏系譜」一解題)。例えば樺山氏は元禄四年(一六九二)死去の久清代に記録所が収集、新納氏は明暦三年八月以前であることが明らかにされている。また正保以後、寛文(一六一―一七三)・延宝(一六七―一八二)・元禄(一六八―一七〇四)期に、記録所による島津氏支族のみならず藩内の諸家文書調査や系譜作成がなされたこと、正徳三年七月二十五日付通達によって「支流系図」編纂が開始されたことなどについて、拙稿「薩摩藩記録所考(二)」―正徳期以降の島津氏支流系図継続について―(「黎明館調査研究報告」第15集、二〇〇二)参照。

(3) 「諸氏系譜」一解題。

(4) 「支流系図」記載記事の最下限は、支藩である佐土原藩島津家の島津右衛門頭忠興一流系図中、忠就譜の享保元年(正徳六、一七一六)十二月十八日従五位下叙爵記事で、これに次ぐのが総州家の庶流始良氏一流系図中、安督譜及び北郷氏庶流系図、讃岐守忠能三男久常流久中譜の正徳六年二月の記事である。正徳五年の記事は伊集院氏支流今給黎系図中俊常譜・同氏長右衛門一流系図中俊徧譜・同氏周防助系図俊明譜などがある。正徳三年七月の支流系図継続通達以後、二・三年を要して最終的に編纂されたと考えられる。

(5) 島津家本。「歴代制度」を底本として『鹿兒島県史料 薩摩藩法令史料集』全七卷刊行予定(以後同編は『法令』で示す)。卷二十九には島津氏その他の家筋連名をはじめ島津家の姓(源・藤原)、島津名字、島津氏支族二男・二男以下家号、官途・名遠慮など、また卷三十には島津一門以下家中格式に關係する文書が収められる。卷二十九・三十は『法令』二(二〇〇五)収載。『法令』一(二〇〇四)所収安藤保氏解題参照。

(6) 正徳三年以降の島津氏族支流系図の系(継)統については、拙稿「薩摩藩記録所寸考(一)」参照。

(7) 北郷氏は寛文三年二月、忠長代に島津姓に改めている(「支流系図」忠長譜)。佐多久達に対しては正徳元年九月十五日付で、惣領は「島津」、二男以下は「佐多」名字とするように申し渡されている。『鹿兒島県史料 旧記雑録追録』二(一九七二)、以後「追録」で示す)の三二二三号。

(8) 敷根家は宮之城島津家忠長の子立頼が養子成して相続、立頼の子久頼の代、寛永二十年(一六四三)「島津」称号と「久」字許可、正保三年には源姓から藤原姓となる。『法令』二の一八三九号・『薩陽武鑑』(尚古集成館、一九九六)参照。

(9) 『追録』二の三二五〇号。宝永五年(一七〇八)十一月生まれの小源太は藩主吉貴二男で、「末川」名字と二階斐の家紋を拜領していた(「追録」二の二七八六号、宝永六年四月十一日付佐多豊前久達宛「島津仲休覚書」)。この背景について付け加えておけば、吉貴には、嫡子継豊(元禄十四年十二月生)と二男以下の格差を明確にする意図があったと考えられる。宝永四年五月朔日付「島津吉貴直書」(「追録」二の二四一九号)は、四月二十日に江戸で二男忠五郎(母は継豊実母の名越恒渡妹)誕生に応じて出されたものである。左に掲げる。

此節二男忠五郎就誕生候、格式之儀家老中江申聞候趣有之候、當家之儀二男より八代々家来之格式候處、以前者幼少之内取持重キ事共、茂候得共、忠五郎事従只今二男相應之格式ニ定候間、當家到来々代二男之格式定候趣不亂様、記録所江茂可記置候也、

寶永四年五月晦日

吉貴(花押)

家老中江

島津本宗家二男の格式即ち「家来之格式」であることを家老中に示したものである。なお忠五郎はこの年十二月朔日付で当時島津氏支族筆頭格の加治木島津家久連養子と定められたものの、翌年十月早世している。小源太の場合も当初は吉貴の意向として、本宗家(嫡子継豊)家臣であることを名字で明確に示そうとしたものと考えられ興味深い。但しこの後小源太は、正徳元年十月三日に垂水家忠直跡(宝永八年六月死去)を相続することになり、十一月十三日付けで今後二男以下に「末川」名字及び紋所に二階斐使用、嫡子以外「島津」名字と「十紋字之御紋」は許されないとされたのである。「末川」名字の来由が確認される。またこれが名字と家紋の早い時期の規制といえる(後述)。

(10) 『追録』二の三二五二、三二五三号。

(11) 『追録』二の三二五一号。この内「支流系図」では島津頼母家が十一月二十日付で「平屋」改号を命じられたとするが、永吉家二男家以下の「九良賀野」号以下、新城家・伊織家・左内家・内蔵家及び六郎次郎家の号はいずれも十一月二十二日に命じられたとある。

(12) 『追録』二の三二五四号。頼母家二男家は「平屋」名字が与えられており、「辨之助計」代々「権田」とする、と通達されている。

(13) 『追録』二の三一五五号。

(14) 『追録』三(一九七三)の二三七号。

(15) 『追録』三の二三一の3号及び二四三号。六月朔日付で佐土原家に示された家号中にみえる「和泉」が七月二十五日付の家号にはみられない。あるいはこの間に生じた野久尾家文書一件が関係するか(後述。注40参照)。

(16) 義岡氏は『諸氏系譜』三所収系図によれば、忠常(義岡氏初祖の豊久孫)が守護職を逐われた島津勝久に従い出奔、日州庄内に至り後に北郷忠相家臣となったという。新しく守護の地位に就く島津貴久の命で忠衡(豊久子、忠常叔父)が「連続豊久家跡」したが、その孫忠俊が元龜二年(一五七二)九月戦死し同家は断絶した。そのため久延(喜入季久二男)が島津義久(貴久の子)の命で相続している。家号「義岡」は、天正八年(一五八〇)、義久が諱字「義」を久延に与えたものという。

(17) 五味克夫「島津家文書伝存の経緯」(黎明館企画特別展「奇跡の至宝島津家文書」図録、二〇〇〇)。

(18) 正徳四年以後の一門家として再興された越前(重富)家・和泉家、新たに建てられた花岡家をも含む島津支族二男家号(名字)については『法令』二の一八三〇の2号に示される。参照のために示す。「一」が二男家号)

島津山城殿(越前家)「勝山」、島津兵庫殿(加治木家)「村橋」、島津玄蕃

殿(垂水家)「末川」、島津因幡殿(今和泉家)「和泉」、島津左衛門(日置

家)「赤山」、島津美濃(花岡家)「村森」、島津大蔵「三崎」、島津図書(宮

之城家)「山林」、島津内膳(豊州家)「倉山・平山」、島津主殿(永吉家)

「九良ヶ野」、島津左(佐多家)「佐多・達山」、島津将監殿(佐志家)「谷

川」、島津助之丞(市正忠廣一流)「三木原」、新納四郎「邦永」、樺山権左

衛門「音堅」、島津筑後(都城家)「北郷・龍岡」、島津頼母「権田・平屋」、

島津求馬「柳」、町田監物「梅本」、島津内匠(豊州二男・帯刀一流)「黒

岡」、島津内記(宮之城二男家)「基村(基太村)」、島津市太夫(新城家)

「細瀧」、島津矢柄(薩州家准二男家忠榮一流)「岩越」、島津十太右衛門

(宮之城庶流)「川久保」、島津仁十郎(敷根家)「土岐」

(19) 永祿段階の南薩から鹿児島を中心とした地域支配及び一族の服属関係、即ち守護職継承をめぐる天文期の薩州家実久との熾烈な対立抗争を経過した後、守護貴久の薩州家庶家へ対する立場が確定された状況を示すものか。

なお貴久を継いだ義久代においては島津氏系図の再撰が行われており、本宗家の位置づけ(14代奥州家勝久の守護職を相続した15代貴久は、一度養子關係を絶っており、奥州家を相続したのではなく、11代立久の舎兄相州家友久を継承)が見直されている。五味克夫氏はこれが慶長十年(一六〇五)頃と推測されている(「島津氏系図について」補考)、『尚古集成館紀要』第四号、一九九〇)。

(20) 『追録』七(一九七七)の二七三四号には大蔵・頼母・求馬家成立の事情などを詳記する。

(21) 島津名字二男家下の名字が決定された正徳元年十一月の記事・文書(『追録』二の三一四九から三一五五号)には実名字の規制はみえない。

(22) 『追録』三の一九三三号。正徳三年三月二十五日付の島津称号及び実名字の「新定格式」(同一九二二号)を記す。

(23) このことを強調して「支流系図」に記載するのが北郷氏(都城島津氏)で、正徳三年三月「御直別之貴族、誓忠直奉願二男以下恐冒御家之字避之、此故太守吉貴公 使御領国中之御氏族避久忠二字改諱於久龍」と記す。

(24) 『追録』三、一九三の1号。なお当時本宗家二男家で筆頭家格であった加治木家について記載が無く「支流系図」でも実名字関係記事が無いが、当然

二男以上「久」字許可と判断される。正徳二年七月に加治木島津家四代目久連は死去しており、それ以前に養子忠五郎(吉貴子。宝永四年四月二十日誕生、五月朔日に吉貴は二男格式であることを明示している。注9参照)も宝永五年十月二十三日に早世、後に久門(善次郎。加治木家を辞して本宗家を継承し重年と称す)が加治木家を継ぐまで当主不在の状況であった(最も久連の父久住(綱貴の弟)は享保十九年七月まで存命)。例えば「統編島津氏世祿正統系図」(東京大学史料編纂所蔵、統編の「正統系図」吉貴譜中、正徳元年七月朔日付「島津吉貴書状」に「正文在加治木家跡」とあるのは、この期間の記録所による文書採録を示すものだろう。

(25) 『追録』三、一九三の2号。

(26) 『追録』三、一九三の3号。島津久伸・久昌(宮之城二男家)・北郷久嘉(平佐北郷家)・島津久雄(新城家)・島津久致(宮之城庶流)・川上久明(二男家)・島津久知(宮之城庶流)・川上久映(忠塞一流)・新納久敦(忠元一流)・樺山久治(久盈一流)・北郷久中(久常流)・桂久陳(二男家)・新納久致(是久一流、久詮・久了の系)・町田久孝(久政一流)・伊集院久富(二男家)・新納久見(是久一流、久品子)、島津久置(永吉家庶流)・北郷久弘(久常流、久中弟)である。

(27) 『追録』三、一九三の6号。なお二男以下の実名字は亀山氏「長」・山田氏「真」・碓山氏「安」・大島氏「有」・迫水氏「経」である。

(28) 『追録』三、一九三の5号では、島津(數根)久輔に対して「御一族三而無之候得共、御名字御家之字御免被成置候」として「久」字許可、穎娃久岡も嫡子に「久」字が許されている。なお種子島氏については拙稿「種子島家譜小考(二)(別記)近世種子島家の家格について」(黎明館調査研究報告)第14集、二〇〇)参照。これに対して祿寝氏・入米院氏・比志島氏・一時

期を除く喜入肝付家などは各家由緒の字を実名としている。

(29) 『追録』三、一九三の4号。

(30) 『追録』三、一九三の7号には伊作家庶流若松氏嫡流の正左衛門に「長」、薩州家庶流大田氏嫡流の五郎右衛門に「用」、同庶流寺山氏嫡流の源右衛門に「用」、越前家庶流「出所不相知」の宇宿寛兵衛に「行」字が名乗の字として命じられている。また支流で外城士の加世田衆中西善四郎に「長」、鶴田衆中西川六太夫に「用」が命じられ(「同」一九三の8号)、これとは別に羽月衆中の阿蘇谷彦左衛門に「時」、佐土原藩士から鹿兒島士となった石見與吉郎に「長」が与えられた。石見氏は伊作島津庶流だが、「石見」名字も拜領(同一九三の9号)。「支流系図」では「石見」名字・実名字拜領は三月二十八日とする。

(31) 『追録』三、一九三の11号。垂水家中士の和泉氏庶流(嫡流断絶)和泉吉兵衛に「氏」、加治木家中士の伊作家庶流恒吉金左衛門に「長」、越前家庶流部城家中士の知覧兵太に「行」字。

(32) 『追録』三、一九三の12号。相馬藤左衛門・石坂與太左衛門に「氏」字。

なお「諸氏系譜」二、島津(北郷)久龍譜中にも相馬・石坂・知覧氏宛実名字通達の文書を取める(二四一から一四六号)。

(33) 『追録』三の二二四・二五一号。

(34) 『追録』三、一三二の1・2・3・4、一三三の5号の計四通である。三三二の2号からは正徳三年の規制(格式改正)がうかがえる。例えばその一条には、大身分衆は二男まで「島津」称号、「久」字名乗許可し、三男以下の名字・実名字はこの度新たに拜領を命じ、実名字はその家元祖の実名字(通字)とするとみえる。同3号には「御子別号」(御直別と同意か)に川上以下十七家を挙げ、その外に町田・伊集院は同格とする。この二家は島津氏二代

忠時の庶子忠経流から分かれたもので、直別ではないが別格とされた。同4号には、伊作家庶流恒吉・若松・西、川上家庶流小原・山口、越前島津庶流知覧・宇宿、薩州家庶流大田・大野・吉利・寺山・西川、豊州家庶流平山、佐多家庶流伊座敷、義岡家庶流志和地、追水家庶流吉満、町田家庶流阿多、伊集院庶流伊賀倉・日置・古垣・春成・麦生田・有屋賀・大重・黒葛原・土橋・飛松(富松)・四元・大田・南郷・松下・丸田・堀内と、氏族諸家の庶流三十三家が示される。

(35) 『追録』三の二五二・二五二・二七八・二八四・二八五・二八六・二八七・二九二・二九三・二九四・二九五号。

(36) 拙稿「薩摩藩記録所寸考(四)」「伊作家事件」―島津氏支流の系譜・家格と記録所関係史料の紹介―(『黎明館調査研究報告書』第17集、二〇〇四)参照。

(37) この決定は宝永六年十月であり、追水家・義岡家再興とほぼ同時期(後述)。この家統は、『薩陽武鑑』によれば薩州家準二男家とされる。

(38) 『追録』三の二四九・二五〇号。

(39) 「支流系図」中にも、相伝の文書などが焼失などで失われたとする記事が散見される。例えば「新納氏支流系図」中の忠光一流久官譜には、寛永十九年三月十九日「重器文書悉以焼失」とあり、また「川上氏支流系図 第三」(忠塞一流)の忠慶譜には「日州鹿口之為室」として移居し天正十五年秀長軍の日向攻の際に「當家文書悉以損失者也」と記す。また「北郷氏庶流系図」左衛門尉時久四男久村流(久村は北郷時久四男で家嫡北郷忠能の名代を務めた)久純譜には、久純(母は佐多久慶)の郎従日高五郎右衛門の采地私有など混乱があり、久純は五郎右衛門を殺すが以後家運傾き、佐多久慶の働きかけで采地返還の證書を与えられている。しかし五郎右衛門の子は父殺害を恨

み「秀吉御朱印(肝付郡小原二千石)及家之系図且采地五百石餘可返賜證書、盡燒之」ためこれより自家のことが不分明となったという。久村譜と嫡子久純譜にはいずれも「久治傳曰」とある。久治は久純の養子で元禄十二年死去しており、久純代に家伝の重書を失ったこの系統は、依るべき文書・記録がなく、一方でこの時期は寛文から元禄期の藩記録所による諸家の文書調査など行われ、由緒・系図などへの関心も高まっていたと推測される。それ故に久治代になんらかの記事がまとめられたことを示すものと思われる。また「追水氏及吉満氏系図」追水久敦譜には、断絶していた同家を宝永六年九月に古貴の判断で再興した際に、久敦が記録所に至り、「受領於家傳之古系圖及文書等」という(後述)。

(40) 島津氏四代忠宗の子忠氏を祖とする和泉島津氏嫡家は早く断絶、延享元年(一七四四)になって藩主継豊の弟忠郷により再興される(今和泉家)。島津家文書「長持三十六番」箱中に、「野久尾文書」(島津家文書架蔵番号77-4)として和泉物領家之系図二通・文書十点、及び「野久尾六右衛門文書差出口録」がある。野久尾家は、その提出した系図によれば和泉島津氏庶流であるが、系図中万治三年生まれの式部少輔久根譜には「和泉惣領家之野久尾血脈正統」の文言がみえる(同系図の記事下限は宝永元年(一七〇四)。これらの系図文書の藩への提出については、同「長持三十六番」箱中の「野久尾文書系図差出一件」(島津家文書架蔵番号77-14)の文書三通、則ち野久尾六右衛門から真幸吉田の囃衆中宛て(正徳三年)七月九日付口上覚、同日付真幸吉田囃衆中上申書、そして同日付真幸吉田地頭川上久東の記録所宛届状があり、本件のあらましが判明する。はじめの口上覚では島津氏族系図などの所持について「此程御改被仰付、諸所江茂被仰渡趣有之候處ニ、何様之訳にて御改之節も差出不申格護仕置候哉、右二付而ハ御記録所より御地頭所江被仰

渡越御座候間、有筋可申上由段々被仰渡奉承知、驚人奉存候」とあるように、記録所から各外城の地頭を経て通知されていたことが確認できる。六右衛門尉（久根）は「家筋之儀、且又私共名乗等迄草案仕置候由段々咄承申候而、私事代々久之字名乗候儀、始而存申候」と自身が「久」字を名乗っていたことは知らず、また系図なども出家した兄が持つており真幸吉田所中でも知られていなかったと弁明し、「南林寺内源舜庵へ自分寺入仕、御断申上」として判断を仰いでいる。野久尾家文書の一点毎の内容はなお検討の余地があり、またこれが現在の「三十六番」箱に収められた経緯は不明ながら（『島津家文書目録』Ⅲ解題、東京大学史料編纂所、二〇〇〇）、藩に提出されたこの系図や文書が島津家文書中に維持保管されたことは興味深い。系図・文書がその家存立の正当性を示すもの故、藩当局によりその家の正当性が認められない場合、若しくは後継者がいない場合、記録所において該当の系図・文書が保管されたと考えられる。なお野久尾家文書として『鹿兒島県史料 旧記雑録拾遺 家わけ十』（二〇〇五、以後同編は『家わけ』と示す）に翻刻されている。

(41) 東京大学史料編纂所（一九九九）。

(42) 『家わけ』六（一九九六）所収「北郷文書」二五八号。

(43) 「有馬五右衛門屈書写」（『北郷文書』二五九号）。「前略」當家庶流改之儀、先年御記録所より被仰渡候二付、末弘八之丞庶流二而御座候通御記録所へ書出仕置候（中略）此節御族氏御改二付、家傳證據等有之候ハ、可申出旨被仰渡候得共、左様成儀無御座候故、其趣申出候」と述べ、記録所の判断を報告する。庶流改めが記録所から通達され、平佐北郷家からの報告によって記録所の判断が下ったこと、及び庶流（平佐北郷家）から北郷氏嫡家（都城島津氏）への報告と嫡家側の記録の経過が確認できる。

(44) 「島津久龍書状写」（『北郷文書』二六〇号）。

(45) 「平田盛右衛門何書写」・「北郷次右衛門・土持権之助連署答書写」（『北郷文書』二六一・二六二号）。平田純正は「北郷殿御繼圖、下野守（島津久元）御存生之時出申候、其写と今度出申候書物と相違多有之事二候、いつれよく候哉、重而承究候而書立可申候」として以下簡条書したものに回答したものの。なお島津久元（宮之城島津家当主・藩家老）は寛永二十年（一六四三）六月に死去、「下野守（島津久元）御存生之時出申」とは寛永十八年の寛永系図再撰に関わるものか。五味克夫「日置島津家文書と島津久慶（三）——島津久慶自記」その他史料の紹介を中心に」（『鹿兒島大学法文学部紀要』「人文学科論集」25、一九八七）参照。

(46) 『追録』七の二七三四号。

(47) 拙稿「薩摩藩記録所考（二）」。

(48) 島津氏本宗家を中心とした階層性、家格形成と秩序維持は勿論であるが、島津綱貴代以降の幕府や近衛家などとの積極的交渉も併せて考える必要があるのではなからうか。綱貴の諸家由緒への関心の高さ、寛文から元禄期の系図・文書収集と記録所の活動について拙稿「藩記録所に活動に関する一考察」（『近世薩摩における大名文化の総合的研究』平成十二～十四年度日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究（A）（2））研究成果報告書、研究代表者中山右尚、二〇〇三）。また綱貴について拙稿「薩摩藩記録所考（三）」（二〇〇三）参照。

(49) 推定万治二年四月十日付の平田正純宛「鎌田政直達書」（『鹿兒島県史料 旧記雑録拾遺 伊地知季安著作史料集』（以下「季安」）五（二〇〇三））所収「伊地知氏雑録」六の50号）に「御家之諱之字被名乗候衆達上聞可相極候、我々相談二而者可難成与存候」とみえる。

(50) 『追録』三の三二二号、『法令』二、一八二四の1号。

(51) 『追録』三ではさらに島津六郎次郎(久基・薩州家庶流忠清)流・大嶋休左衛門(久珍)・亀山奎太夫(久賢)・山田七郎右衛門(久陳)・迫水可遊(久敦)・碓山仲左衛門(久興)・大山吉兵衛(用松)・寺山源右衛門(用長)・若松次右衛門(長香)・宇宿覚兵衛(行邦)・石見與吉郎(長代)、羽月衆中阿蘇谷彦左衛門(時助)・加世田衆中西彦四郎(長孝)・鶴田衆中西川六太夫(用應)、加治木家中土恒吉氏・垂水家中土和泉氏・都城家中土石坂・相馬・知覧氏を載せる。

(52) 『法令』一二では源姓として、島津若狹(越前・重富家)・島津因幡(今和泉家)・島津典膳(大蔵久明一流の久儔か)・島津頼母・島津求馬・島津美濃(花岡家久賢か)を挙げるが、『支流系図』記載記事と比較して『追録』三が正徳四年段階のものであり、『法令』二の記事は、越前・和泉家再興後の記述(即ち元文二年・延享元年以後)と考えられる。

(53) 『同』島津頼母久記一流系図中、久記譜も同日。但し島津周防久儔一流系図(後に花岡島津家)中では正月八日とある。

(54) 『北郷文書』二六七・二六八号。

(55) 推定宝永二年十一月十八日付の家老座申渡書(『宮崎県史史料編近世5』所収)「都城島津家所蔵文書」二四号「鹿兒島御廻文留」中(六五)には、「御一門・御家老其外ニ茂御紋ニ似候紋ハ嫡子計付可申候、二男ニても分地いたし急度御奉行をも可為仕被存候ハ、依願之訳可被遊御免候、二男三男末々子共紋改候ニ、御紋之様子ニ少も不似寄紋を為付可申候」(「軽き土」も御紋ニ似候紋有之候間、別紋ニ替可申候」とみえ、また葵紋と遠目に紛らわしい「丸之内ニ三紋」は遠慮するよう指示されている。同日付で都城家の島津久龍へも「十文字丸ニ離候所少ク候間、能見得候様ニ相を明可申候」と、藩

主吉貴の意向を島津(佐多)久達が通達している(『鹿兒島御廻文留』中(六六))。なお徳川家の葵御紋と島津家御紋(十文字紋)使用統制令について検討を加えられた西光三氏は、宝永二年を葵御紋及び御紋使用統制の導入、実施期とされ、本史料については「御紋統制に関する条目にくらべ、葵御紋に関する記述が希薄」であり、当時の島津家では御紋統制が主体であったこと、また久龍への吉貴通達の背景には、綱責死去後藩主となった吉貴の一門間における主従関係の再確認の意志があるとされた(「近世大名家における葵御紋使用統制令の受容と展開―「御威光」の統制から藩王權威の形成へ―」『立正史学』第96号、二〇〇四)。

(56) 東京大学史料編纂所蔵島津家本中。

(57) 因みに『薩陽武鑑』にみえる本十文字紋は越前・加治木・垂水(今)和泉家の一門家と日置・花岡・宮之城家のみである。

(58) 『追録』二の二四六九号(『法令』二の一八四〇号)。

(59) 『法令』二の一八四六号。

(60) 『法令』二の一八四七号。

(61) 『法令』二の一八六七号。

(62) 但し新納久子が高岡地頭であったのは、「諸郷地頭系図」(『諸氏系譜』一所収)高岡郷の項によれば寛文六年八月から元禄八年、「支流系図」新納久了譜でその死去は三月十八日である。

(63) 島津久雄が加世田地頭職に就いていたのは、「諸郷地頭系図」によれば寛永二十一年から寛文十二年(異説に寛文三年)までという。

(64) 新納久了・川上久慶については拙稿「薩摩藩記録所考(四)」参照。

(65) 義久長男康久流の久清譜には、祖父有久(家久の命で加治木の島津忠朗(土となる)から三代、加治木家家臣であったこと、当家が川上義久道安所伝

の「鎌倉流犬追物書」を伝えていることが藩主光久の耳に入り、延宝五年（一六七七）六月六日、久清と嫡子久福・二男久治は鹿児島士として采地百二十石を与えられている。同家が「鎌倉流犬追物書」を久慶家とは別に相伝していたことも、嫡庶争いの一因になったのではないかと推測される。

(66) 『家わけ』五（一九九五）所収「山田文書」参照。また例えば『諸氏系譜』二の四三二号（鹿児島県史料 旧記雑録附録）二（一九八七、以後同編は「附録」と示す）一一六八号同文「村田経定書状」には「御産之弓被遊候御當家之日記御所持之由」を上覧に呈すよう促している。なお同家及び所蔵文書については『諸氏系譜』二及び『家わけ』五の五味克夫氏解題参照。

(67) 所謂伊地知家進上本の一つ。進上本は現在島津家本中にある。進上本は、幕末の記録奉行伊地知季安、その子季通による著作・筆写収集史料などで同家から明治期に島津家に進上された。なお進上本については宮下満郎「磯島津家へ進上書類目録」（鹿児島県史料旧記雑録後編二）付録「月報」4、一九八二）参照。

(68) 久通自身島津家の歴史に詳しく、「島津世録記」などを著している。五味克夫「口置島津家と垂水島津家―系譜と家格をめぐって―」（『鹿児島女子大学研究紀要』第十六卷第二号、一九九五）参照。

(69) 初め久喜、後に久康（支流系図「義岡久達譜」。平田純正などと共に御文書奉行（島津家本「薩藩重職補任」。同書には「久喜」と記す）。

(70) 鹿児島大学附属図書館所蔵。

(71) 宝永二年四月二十八日付「記録奉行肥後盛香・市来家年連署達書」（『家わけ』五所収「山田文書」一六九号）。

(72) 九月二十一日付「山田七郎右衛門口上覚」及び元禄三年十一月二十一日付「平田宗正書状」（『山田文書』三九〇、一六八号）。

(73) 元禄七年八月二十九日付「記録所達書」（『山田文書』一六六号）及び『家わけ』五、五味氏解題参照。

(74) 『諸氏系譜』三の五四六号。

(75) 鎌田正勝（正由・政成・政昭・政直・正信、筑後守・藏人）。「藤原姓鎌田氏系図」（『鹿児島県史料 鎌田正純日記』一、一九八九）には承応三年十二月二十八日に藩主の命で、平田純正編集の「御當家（島津家）之記録」総監とされている。「季安」五所収「伊地知氏雑録」には、万治二年（一六五九）九月日付の「御記録方帳」があり、同年から寛文元年（一六六一）に至る鎌田と平田の記録方に関するやりとりがうかがえる。

(76) 島津家久庶子、寛永六年生。伊勢貞昌の子貞豊が寛永元年早世後にその後嗣となる。慶安二年家老職就任。

(77) なお宝永六年十二月二十八日付で島津久輝外家老四名連署の証状（島津家文書架蔵番号47―20―6―1）で相続が島津六郎次郎（久基）宛に出されている（同日付追水久致宛証状（注79）に署名する新納久珍の名が見えないのは、久基実父の故であろう）。

薩州家三男嶋津備前忠清家筋致断絶候、備前事

慶安様御父ニ而候故 吉貴公難被捨置被 思召、今度其方事忠清後嗣被

仰付候、忠清事者薩州家義虎三男ニ而候處、二男三郎次郎忠隣との嶋津左

衛門歳久之被致養子候付、忠清事者為準義虎之二男由候得共、此節之儀者

慶安様御由緒依難被捨置、忠清所生之通義虎三男之家筋被 仰付御事候、

然者御礼申上候節、茂御太刀迄を進上仕格相當候得共、右就御由緒被 仰付

事候故、其方儀御太刀并二種一荷進上被 仰付、且又御家老直触之格被

仰付候条、至子孫守此旨、宜被致家連續候、依 仰如件、

肝付主殿

寶永六己丑年十二月廿八日

兼柄判
種子嶋藏人

久時判

嶋津帯刀

仲休判

嶋津將監

久富判

嶋津中務

久輝判

嶋津六郎次郎殿

(78) 『追録』二の二八六三号。

(79) 『追録』二の二九〇六号。島津家文書中注77の島津(新納)久基宛て書状

に続いて「小箱六番」箱に収められる(島津家文書架蔵番号47-20-6-2)。

以下示す。

御家九代之

太守忠國公之五男伊豫守忠經至于孫迫水と改家號候處、六代之孫迫水與兵

衛久重以來至嫡孫内記忠治、外城衆中ニ成行、家格令斷絶候付、從

太守吉貴公久重以來之格式を被捨、今度於御城下新迫水之家跡被立候、依

之其方事右忠治後嗣被 仰付、且向後屹御禮等申上候節者、御太刀進上之

格被相定候間、旁難有奉存宜被致家連續候、依 仰如件、

寶永六己丑年十二月廿八日

肝付主殿

兼柄判

種子嶋藏人

久時判

嶋津帯刀

仲休判

新納市正

久珍判

嶋津將監

久富判

嶋津中務

久輝判

迫水善左衛門殿

(80) この吉貴代の宝永・正徳から継豊代の享保期にかけて、鹿兒島城下居士(鹿兒島士)と外城衆中との取扱の変化と差別化について芳即正『島津重豪』(吉川弘文館、一九八〇)参照。

(81) 十一月十四日付の佐多久達証状(『追録』三の二八八二号)を示す。

今度其方事、義岡家相續就被仰付、義岡家系圖一卷、於御記録所可相渡旨所被 仰出成也、全受領之、至子孫無窮可被致寄蔵事肝要候、仍執達如件、

寶永六年己丑十一月十四日

佐 豊前久達判

義岡佐平太

義岡家系圖一卷が記録所に保管されたこと、同家相統(再興)に当たってその正当性を明らかにするものとして系図が扱われている一例をここにみる
ことができる。

(82) 島津久慶を中心とした日置島津氏については五味克夫氏による一連の研究成果がある。「日置島津家文書と島津久慶(一)——鹿兒島県立図書館本「島津家古文書」の紹介を中心に」(鹿兒島大学法文学部紀要『文学科論集』第十号、一九七四)。「日置島津家文書と島津久慶(二)」(『同』第十一号、一九七五)ほか。久慶は寛永十八年の幕命に対する系図再撰方掛として活躍している(五味克夫「日置島津家文書と島津久慶(三)——島津久慶日記」その他史料の紹介を中心に)。「支流系図」に久慶・久豫は削除されるが、実際には日置島津家に久慶関係の多くの文書類が残されていたと考えられる。「正統系図」家久譜などにも「正文在島津左衛門久道」(久道は久豫の後に久慶父の常久を継ぐ形で日置島津家に入った忠朝の子)として久慶関係文書が採録

されている（五味克夫「日置島津家文書と島津久慶（五）―新知見文書の紹介を中心」、その二一」、鹿児島大学法文学部紀要『人文科学論集』二十九号、一九八九）。同家文書は近代になり一部が松原神社（鹿児島市）に奉納されるなどしたが、多くは散逸したと考えられる。なおその一部は黎明館・鹿児島県立図書館所蔵となり『家わけ』九（二〇〇二）及び『家わけ』十に収められた。

(83) 拙稿「薩摩藩記録所寸考（四）」参照。

(84) 『諸氏系譜』二の二一〇号。『鹿児島県史料 旧記録後編』四（一九八四）、以後 同編を『後編』と示す。三〇三号同文。

(85) 近世初期の武家相統においては直系の相統に意義が見出され、系譜上の相統記載では女性家督が否認される傾向にあり、実際の相統と系譜作成における相統観念には齟齬があった（柳谷慶子「女性による武家の相統」、桜井由幾・菅野則子・長野ひろ子編『ジェンダーで読み解く江戸時代』三省堂、二〇〇一）。

(86) 五味克夫「家久公御養子御願一件」解題（『鹿児島県史料集』15、一九七五）。

(87) 五味克夫「家久公御養子御願一件」解題、「島津久章一件」史料並びに覚書（『鹿児島県史料旧記録付録』『月報』8、一九八六）、「日置島津家と垂水島津家―系譜と家格を巡って―」、「越前島津家系図・文書研究の一齣―本宗島津家による元文年間の播磨越前島津家調査について―」（平成十六年度特別展示図録『越前（重富）島津家の歴史』、始良町歴史民俗資料館、二〇〇四）、長野ひろ子「島津義久の娘たち」（『日本歴史』四九九、一九八九）。拙稿「越前島津家再考問題と記録奉行伊地知重英」（『鹿児島史学』48、二〇〇二）、「薩摩藩記録所寸考（四）」。

(88) 長野ひろ子「幕藩制国家の政治構造と女性―成立期を中心に―」（『江戸時代の女性たち』（近世女性史研究会編、吉川弘文館、一九九〇）参照。

(89) 初め伊集院忠真室、後に宮之城島津家の久元室となる。御下も独自の知行を持ち家を成したと推測される。なお「支流系図」中北郷氏庶流系図、讃岐守持久之二男用棟流の久通譜によれば、用棟二男久佐以来、同家は豊州家島津氏に仕え、久通ははじめ豊州家、中に伊集院幸侃、次に「島津野州室家」に仕え、最後に鹿児島に召し出されたという。

(90) 大野忠宗が川辺宝福寺（山の寺）門前の市之瀬において誅殺された件に関して、紙屋敦之氏はここから当時の大名（島津氏）と家臣団との深刻な対立状況がうかがえること、そして翌年の梅北一揆との関係があることを指摘され、大野忠宗事件が、梅北国兼ら在地領主層に対して「かれらの行く末に対する危機感を強めさせ、秀吉の朝鮮出兵が引き金となって梅北一揆が発生した」とされている（『梅北一揆と山の寺』、『七隈史学会会報』第5号、福岡大学七隈史学会、一九九二）。

(91) 豊州家3代忠朝ではなく、6代朝久であり、女子の母は義弘嫡女の御屋地である。

(92) 例えば義久室となった種子島時堯娘に付き奉仕し、後にその家政を取り仕切ったとされる「一之臺」や、同じく種子島氏出身で局役を勤めた女性が、その功として采地などを拜領して（小浜村に千石拜領、死後見隆寺建立）、養子を許可され一流一家を立てることを許可されている。「種子島支族系図」（鹿児島大学附属図書館所蔵玉里文庫中「徴古録」上巻・東京大学史料編纂所蔵島津家本中「先君掖官遺抄稿」）参照。この他寛永四年九月十六日付北条時弘（古市善左衛門、川東氏養子、後に北条を号す。善左衛門・土佐守）普状（『季安』六、二〇〇六）所収「京及江戸御質人交替紀略（四号）」は、

亀寿らが質人として上洛した際、妻子と共に時弘も随行し奉公したことに對しての手当を求める内容だが、その中で、知行拜領の一例として、関ヶ原合戦直後の亀寿らの脱出に活躍した大田忠秀女子おまつに對して、後に知行二百四十石が与えられてたことを指摘する。「支流系図」大田氏系図には、特に「女子 御松」として三百石拜領及び一期の後に弟忠安への譲与記事がある。

(93) 『追録』四(一九七四)の一・二二四号。

(94) 「島津吉貴譜」(『追録』四の二〇〇六号)・「越前島津家譜(忠紀)」(『同』一〇〇九号)。

(95) 「越前島津家譜」(『追録』四の二〇三三号)・「島津繼豊宛行状」(『同』二〇二〇号)。

(96) 『追録』四の二二二二号。

(97) 元文五年二月六日付「島津繼豊一字状」(『追録』四の二四六〇号)。

(98) 『追録』四の二四七五・一四八〇号。

(99) 『追録』四の二四七六号。

(100) 『追録』四の二六五九・一七一五・一七一六号。

(101) 「鹿兒島県史」第二卷「列朝制度」(『藩法集』8)の二八三三号。

(102) 『追録』四の二二五七号。

(103) 『追録』四の二二五六号。

(104) 『追録』四の二二五九号。

(105) 『追録』四の二二五八号。

(106) 「列朝制度」には、宮之城家は九月に大身分とされたとする。

(107) 拙稿「薩摩藩記録所寸考(四)」。

(108) 『追録』四の二二八〇号。

(109) 『追録』四の二二八一・二二八二号。

(110) 『追録』四の二二八三・二二八四号。なお万石以下大身分・大目付は五十歳で許可されている。

(111) 『追録』四の二二〇二・二二〇六号。前者原註に「正文在嶋津肥前(忠紀)」とあり、後者は「越前島津氏十六代忠紀譜中」(二二〇五号記事)とある。何れも越前家所蔵文書と家譜から「正統系図」に収めたものと推測される。

(112) 『追録』四の二八三七号。本文書は原註に「寛保二年戊八月朔日、嶋津圖書殿・嶋津太郎次郎殿・入来院千之丞殿御禮席之儀ニ付 總州様思召之次第御書付壹通、中津橋齋^{橋方}を以て町田仲右衛門承知之仕候事」とあり、島津家文書「白木二番」箱(架藏番号21-13-8)に格護されたものである。

(113) 『追録』七(一九七七)の一〇号(「島津齊官譜」)によれば、一門元服の日は、旧は素袍であったものが吉貴代に幕府の礼に倣い長袴としたことがみえる。関連して『同』一一・一五号参照。

(114) 「島津吉貴譜」(『追録』四の二九九七号)・「島津繼豊譜」(『同』一九九八号)。延享元年五月付「島津繼豊仰書」(『追録』四の二九九九号)に「總州様(吉貴) 御隠居跡儀付高被下思召候、依之和泉家名跡一門之列ニ申付嶋津と可名乗候、一所之地も可遣候」とある。

(115) 『追録』四の二〇六二号。

(116) 『追録』五(一九七五)の九九二号。同時に「嶋津三次郎」「因幡」とされる(『同』九九三号)。

(117) 十月二十二日付「伊勢貞起申渡書」(『追録』五の九九四号)。

(118) 『追録』四の二〇六六号。

(119) 延享元年十二月二十五日付「島津久甫外五名連署添状」(『追録』四の二〇六七号・二〇六八号)。

(120) 『追録』四の二二七〇号。「右系図於御記録所編集被仰付、古文書」巻相

添被附與之輩」とある。

(121) 吉貴子弟と家号について、この他にも祢寝家の「小松」改号一件について検討の余地があると考ええる。本件については別に論じる予定だが、概略のみ示す。この改号についてはかつて元禄期に祢寝清雄から願出があり、これに対して記録奉行伊地知重英が一貫して反対し、また同役の田中国明も、当初は改姓に同意しながら、後には重英の意見に変更してやはり改姓に反対したものであるが、吉貴の弟清純が清雄の養子となり、また吉貴の子忠温が祢寝清香養子（後に今和泉家を相続）となる過程において「小松」号が認められるに至る。

(122) 例えは吉貴・継豊代では藩主との親疎で儀礼の席順に変化があったが、安永二年（一七七三）十二月付「喜入久福申渡書」（『追録』六（一九七六）の一四一五号）によれば、一門家の座席について、「其時々御間柄を以被相定事」としてその時々座席が替わっては「家格之詮無之」故、以後座配は家格の順に應じることとされている（但し鳥津貴備のみ格別で「一世可為上席」とされる）。また『追録』七の二七三四の1号から、重豪死去（天保四年正月）直後の、天保五年段階の鳥津氏本宗家二男家・三男家以下七男家までが確認できる。

（本館学芸専門員）

(圖) 島津氏本宗家系圖(以下は歷代藩主)



